

第2期苫小牧市福祉のまちづくり推進計画

第3期苫小牧市障がい者計画

ともに創るやさしい苫小牧

—自立を応援する福祉のまちづくり—



とまちょっぴ

©2011 苫小牧市

平成30年3月

【改訂版】

苫 小 牧 市

は じ め に

本市では、バリアフリーの観点からは、平成14年に「苫小牧市福祉のまちづくり条例」を制定するとともに、平成16年度から平成25年度までの間を計画期間とする「苫小牧市福祉のまちづくり推進計画」を策定することにより、高齢者、障がいのある人など、全ての人々が安心して快適な日常生活を営み、等しく社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することができる地域社会の実現に向けて様々な施策を展開してきました。

その中でも、より様々な場面で自立や社会参加の困難さに直面する、障がいのある人に対しては、平成9年策定の「苫小牧市障害者福祉計画」及び平成19年策定の「苫小牧市障害者計画」を通じ、その基本理念である「自立できる／自立を応援する福祉のまちづくり」を実現すべく、各種の障がい者施策に取り組んできたところです。

こうした中、平成26年度には、社会情勢を反映した新たな「苫小牧市福祉のまちづくり推進計画」「苫小牧市障がい者計画」といった2つの計画を策定しました。両計画は、バリアフリーやノーマライゼーションの理念に沿った各種施策の基本的な方向性について、より分かりやすい形で市民の皆様にお示しすることを狙いとしています。

両計画については、国が平成30年度から平成34年度までを計画期間とする「第4次障害者基本計画」を策定し、北海道も「第2期北海道障がい者基本計画」の中間見直しを行うことから、そのような関連性の深い計画との整合性を保ち、障がい者施策の動向等を踏まえ、中間見直しを行うこととしました。

今後、両計画に基づき、変動の時代にあっても着実に福祉のまちづくりを推進するよう、全力で取り組んでまいりたいと考えておりますので、全ての市民の皆様のご理解と御協力を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

おわりに、両計画の策定及び中間見直しに当たり、多様な見地から貴重な御意見、御提言をお寄せいただいた市民の皆様をはじめ、御指導、御助言を賜りました「苫小牧市福祉のまちづくり推進会議」「苫小牧市地域自立支援協議会」の委員の皆様に対しまして、心から御礼申し上げます。

平成30年3月

苫小牧市長 岩 倉 博 文

< 目 次 >

第1章 総論	
Ⅰ 苫小牧市福祉のまちづくり推進計画と苫小牧市障がい者計画	3
1 計画策定の経緯	
2 計画策定の基本的な考え方	
3 計画の性格と位置付け	
4 「障がいのある人」の範囲	
5 計画の期間	
Ⅱ 福祉のまちづくりと障がい者施策を取り巻く環境	8
1 苫小牧市の人口動態	
2 本市における障がい者人口の推移	
Ⅲ 計画の目標及び体系	11
1 基本理念	
2 基本方針と施策の体系	
第2章 第2期苫小牧市福祉のまちづくり推進計画	
Ⅰ 福祉のまちづくりの基本的な考え方	17
1 福祉のまちづくりの目標	
2 公共施設のバリアフリー化の状況	
Ⅱ 施策の推進	20
1 権利擁護	
2 情報・意思疎通支援	
3 生活環境の安全・安心	
第3章 第3期苫小牧市障がい者計画	
Ⅰ 自己実現を応援するまちづくり	31
1 教育・育成	
2 就労支援	
3 社会参加	
Ⅱ 暮らし続けられるまちづくり	41
1 保健・医療	
2 生活支援	
3 ケアマネジメント	
Ⅲ バリアフリーのまちづくり	50
1 権利擁護	
2 情報・意思疎通支援	
3 生活環境の安全・安心	

第4章 計画の推進体制

I 情報共有	6 2
1 情報提供と広報・啓発活動	
2 庁内推進体制	
II 市民参加と協働	6 4
1 福祉のまちづくり推進会議と地域自立支援協議会	
2 市民参加と協働の取組	
III 進捗管理	6 6

【資料編】

I 計画策定の取組	6 9
1 計画策定の経過	
2 苫小牧市まちづくり推進会議	
3 苫小牧市障害者計画・障害福祉計画検討懇話会	
4 苫小牧市福祉のまちづくり庁内連絡会議	
5 当事者団体インタビュー・参加団体一覧	
II 苫小牧市福祉のまちづくり推進計画及び苫小牧市障がい者計画策定 のためのアンケート（平成25年8月実施） 調査結果	7 4
III 公共的施設の整備と福祉のまちづくり	1 1 8
1 苫小牧市福祉のまちづくり条例	
2 対象となる「公共的施設」	
3 手続の流れ	
4 基準の内容	
5 適合証	

■ 「障がい」のひらがな表記について ■

この計画書では、次の場合を除いて、「障がい」とひらがな表記をしています。

- ① 法令等で定義され、又は法令等から引用している用語
- ② 制度や事業の名称のほか、団体、施設名等の固有名詞
- ③ 学術用語や医学等の専門用語として漢字表記が通例である用語

第 1 章

総論

I 苫小牧市福祉のまちづくり推進計画と 苫小牧市障がい者計画

1 計画策定の経緯

(1) 福祉のまちづくりの背景

全ての人が安心して快適な日常生活を営み、等しく社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することができる地域社会の実現は、市民の共通した願いです。このような社会を実現するためには、高齢者や障がいのある人、妊産婦、乳幼児を連れた方など、多くの市民の日常生活や社会参加を困難にしているさまざまな障壁（バリア）を取り除き、誰もが自らの意思で自由に行動し、社会参加することができる環境を創り上げる必要があります。

本市では、昭和59年6月に「苫小牧市福祉のまちづくり環境整備要綱」を制定し、行動に支障のある方が建築物等を利用しやすくなるよう施設整備改善の指針を示し、福祉のまちづくりを進めてきています。

その後、国においては平成6年に「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（ハートビル法）を、平成12年に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（交通バリアフリー法）をそれぞれ制定し、北海道においても平成9年に「北海道福祉のまちづくり条例」を制定するなど、バリアフリーの動きが全国的なものとして定着してきた経過があります。

こうした中、本市における福祉のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成14年に「苫小牧市福祉のまちづくり条例」を制定しました。さらに、平成17年3月にはこの条例に基づく「苫小牧市福祉のまちづくり推進計画」を策定し、公共施設の整備などのハード面と、意識づくりや意思疎通などのソフト面の両面から、時代にふさわしいバリアフリー化の流れを確立するための施策を展開してきたところです。

(2) 障がい者施策の背景

さまざまな場面で自立や社会参加の困難さに直面する、障がいのある人に対しては、ノーマライゼーションの普及を目指し、さらなる支援の輪を広げる必要があります。

国においては、「国際障害者年」（昭和56年）、「障害者に関する世界行動計画」（昭和57年）、「国連・障害者の十年」（昭和58年～平成4年）といった世界的な流れを背景に、昭和57年3月に「障害者対策に関する長期計画」を策定し、各種の障がい者施策を展開してきました。

この計画の後継として「障害者対策に関する新長期計画」が策定された平成5年、

当時の「心身障害者対策基本法」が「障害者基本法」に改正され、障がいのある人の自立と社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動への参加の促進が基本的理念として明記されました。この際、市町村が障がい者施策に関する基本的な計画を策定するよう努力規定として明記され（後に義務規定化されました。）、本市においても障がい者施策を総覧できる計画の必要性が高まっていたところです。

本市では、平成9年3月に第1期の市町村障害者計画となる「苫小牧市障害者福祉計画」（平成9年度～平成18年度）を策定し、その基本理念である「障害のある人もない人も誰もが社会に参加し、自立できる福祉の街づくり」の実現に向けて、各種障がい者施策に取り組んできました。

この間、サービスの提供に関する制度は「措置費制度」から「支援費制度」、「自立支援給付制度」と様変わりし、契約を通じて、障がいのある人の自己決定によるサービスの利用が定着してきました。とりわけ、「自立支援給付制度」は身体・知的・精神という障がいの種別に関わらない共通の制度として設けられており、障がいのある人の自己実現への支援について、新たなあり方が求められてきた経過にあります。

このため、平成19年3月、第2期の市町村障害者計画となる「苫小牧市障がい者計画」を策定し、第1期計画の基本理念を踏まえながら「ともに創るやさしい苫小牧～自立を応援する福祉のまちづくり～」を新たな基本理念として掲げ、「自己実現を応援するまちづくり」「暮らし続けられるまちづくり」「バリアフリーのまちづくり」の3つの基本方針を軸に、更なる障がい者施策の推進を図ってきたところです。

（3）新たな時代の新たな計画

その後も福祉のまちづくりや障がい者施策を取り巻く環境は変わり続け、平成18年にはハートビル法及び交通バリアフリー法を統合する形で「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）が制定されました。

特に、障がい者施策については、平成22年6月29日に政府が「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」と題する閣議決定を行い、この指針に基づき時代にふさわしいバリアフリー化やノーマライゼーションの理念の具体化・施策化が進められています。

その多様さは目をみはるものがあり、平成23年には「障害者基本法」改正及び「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」とします。）の制定、平成25年には障害者雇用率の引上げ、障害者自立支援法に代わる「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」とします。）の施行、さらには平成28年における「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」とします。）の制定など、数えきれないほどです。

こうした中、我が国が直面している少子・高齢化の急速な進行は今や人口減少社会につながり、人口構造の変化が新たな時代の新たな課題を浮き彫りにしています。高

齢者人口の増加によるバリアフリー化に対する需要だけでなく、障がいのある人の暮らしやすさの実現が、今まで以上に重要な課題となります。本市においても、平成23年以降、人口の自然減が始まっており、新たな時代にふさわしいバリアフリー化やユニバーサルデザインの定着による、ノーマライゼーションの推進が欠かせないものとなっています。

2 計画策定の基本的な考え方

以上を踏まえ、「苫小牧市福祉のまちづくり推進計画」「苫小牧市障がい者計画」では、次の事項を計画策定及び中間見直しに当たっての基本的な考え方とします。

- ① 「苫小牧市福祉のまちづくり推進計画」は、苫小牧市福祉のまちづくり条例第7条第1項に規定する推進計画として、時代にふさわしいバリアフリー化やユニバーサルデザインの定着を目指した市の福祉のまちづくりの施策を総合的かつ計画的に定めるものです。
- ② 「苫小牧市障がい者計画」は、障害者基本法第11条第3項に規定する市町村障害者計画として、平成25年に国が策定した「障害者基本計画」及び同年に北海道が策定した「第2期北海道障がい者基本計画」を基本としながら、市の障がい者施策を総合的かつ計画的に定めるものです。
- ③ 施策の推進上、密接な関係にある2つの計画の進捗を統合的に管理することを念頭に、共通の基本理念を掲げるなどの調和を図ります。
- ④ これまでの福祉のまちづくりと障がい者施策の背景を踏まえ、その継続性を保つよう配慮するほか、「苫小牧市総合計画」をはじめとする市の他の計画との整合性を保つよう努めます。

3 計画の性格と位置付け

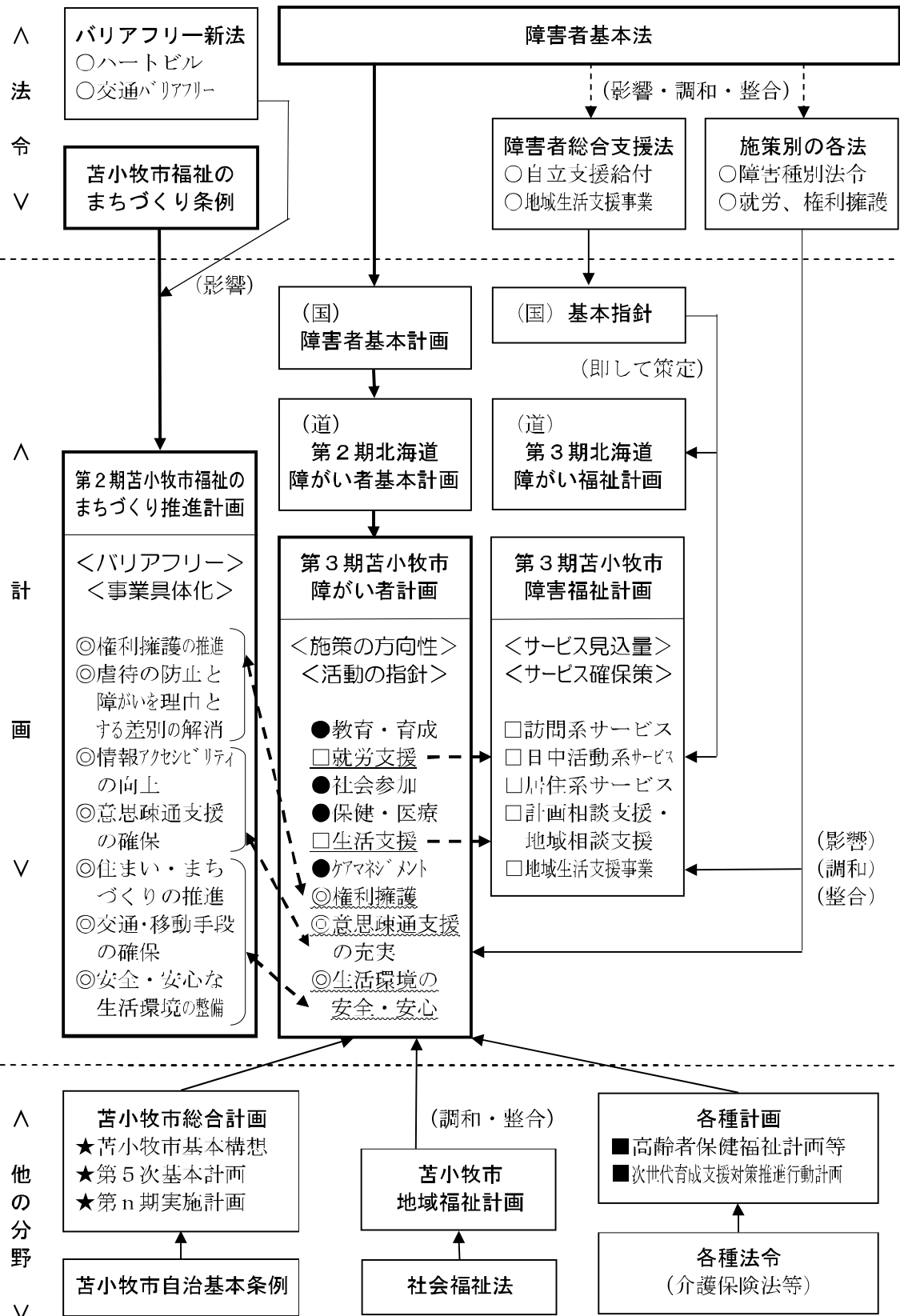
2の①②で示したとおり、「苫小牧市福祉のまちづくり推進計画」「苫小牧市障がい者計画」は、各法令に基づく計画としてそれぞれの施策を総合的かつ計画的に定める、基本的な計画として位置付けられます。（詳細は次ページの図を参照）

4 「障がいのある人」の範囲

「苫小牧市福祉のまちづくり推進計画」「苫小牧市障がい者計画」のどちらも、広く市民全体を対象とするものですが、その中でも大きな位置付けを占める「障がいのある人」の範囲については、障害者基本法における「障害者」の定義となります。

■ 障害者基本法第2条による「障害者」の定義 ■
身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの

＜ 苫小牧市福祉のまちづくり推進計画・苫小牧市障がい者計画の位置付け ＞



5 計画の期間

「苫小牧市福祉のまちづくり推進計画」「苫小牧市障がい者計画」の計画期間は、国、北海道及び市における他の計画との整合を図りやすくする観点から、ともに平成26年度から平成34年度までの9年間とします。

なお、福祉のまちづくりや障がい者施策を取り巻く環境の変化にも対応できるよう、計画期間を前期（平成26年度から平成29年度まで）及び後期（平成30年度から平成34年度まで）に分け、必要に応じて中間見直し等を行います。

計画の種類	年度	II26	II27	II28	II29	II30	II31	II32	II33	II34
		(2014)	(2015)	(2016)	(2017)	(2018)	(2019)	(2020)	(2021)	(2022)
苫小牧市総合計画		第5次基本計画 【後期】(H25-H29)				第6次基本計画 (H30-H34)				
苫小牧市地域福祉計画		現行 (H23-H27)	第2期苫小牧市地域福祉計画 (H28-H32)							
苫小牧市福祉の まちづくり推進計画		第2期 (H26-H34) 【前期】(H26-H29)			【後期】(H30-H34)					
苫小牧市障がい者計画		第3期 (H26-H34) 【前期】(H26-H29)			【後期】(H30-H34)					
苫小牧市障がい福祉計画		第3期 (-H26)	第4期 (H27-H29)			第5期以降 (H30-)				
北海道障がい者基本計画		第2期 (H25-H34)								
(国)障害者基本計画		現行 (H25-H29)				第4次障害者基本計画 (H30-H34)				
苫小牧市高齢者保健福祉計画 苫小牧市介護保険事業計画		第5期 (-H26)	第6期 (H27-H29)			第7期以降 (H30-H34)				
苫小牧市次世代育成 支援行動計画		後期 (-H26)	苫小牧市子ども・子育て支援事業計画 (H27-H31)							

Ⅱ 福祉のまちづくりと 障がい者施策を取り巻く環境

1 苫小牧市の人口動態

(1) 人口動態

本市の人口は、平成25年12月末、市制始まって以来最多の174,469人を数えるに至りました。一方、平成23年12月末の人口では、年間を通しての自然減が初めて自然増を上回りました。超高齢社会の到来に合わせ、本市の人口構造が確実に変化してきています。

(毎年12月末現在)
(下段の%はその年代層が全体に占める割合を示したもの)

	人 口				平均年齢
	総数	15歳未満	15-64歳	65歳以上	
平成26年	174,064人	23,039人 (13.24%)	108,200人 (62.16%)	42,825人 (24.60%)	45.23歳
平成27年	173,794人	22,870人 (13.16%)	106,462人 (61.26%)	44,462人 (25.58%)	45.55歳
平成28年	173,135人	22,476人 (12.98%)	104,650人 (60.44%)	46,009人 (26.57%)	45.95歳

東西に長く、高度経済成長期に「職住分離」のまちづくりを推進してきた本市は、高齢化率も地域によって偏りが見られます。介護保険事業における日常生活圏域（7圏域）によって人口動態を分析すると、西部の超高齢化と東部における若年層の増加の傾向が顕著であることが分かります。

(平成28年12月末の人口動態で分析)
(下段の%はその年代層が全体に占める割合を示したもの)

	人 口				平均年齢
	総数	15歳未満	15-64歳	65歳以上	
西部 西	25,108人	2,805人 (11.17%)	14,336人 (57.10%)	7,967人 (31.73%)	48.85歳
西部 東	21,324人	2,373人 (11.13%)	12,237人 (57.39%)	6,714人 (31.49%)	49.16歳
中央部 北西	22,409人	2,359人 (10.53%)	12,585人 (56.16%)	7,465人 (33.31%)	50.09歳
中央部 南西	18,321人	2,025人 (11.05%)	10,374人 (56.62%)	5,922人 (32.32%)	49.04歳
中央部	21,651人	2,344人 (10.83%)	13,376人 (61.78%)	5,931人 (27.39%)	46.84歳
中央部 東	28,927人	3,563人 (12.32%)	18,345人 (63.42%)	7,019人 (24.26%)	45.40歳
東部	35,395人	7,007人 (19.80%)	23,397人 (66.10%)	4,991人 (14.10%)	37.64歳

(2) 将来の人口動態

本市は現在、人口の自然減を企業活動等による社会増で補い、人口規模を維持している状況にあります。

しかし、国立社会保障・人口問題研究所による地域別将来推計人口の公表資料によれば、本市においても間もなく人口減少社会が到来し、新たな「苫小牧市福祉のまちづくり推進計画」「苫小牧市障がい者計画」の計画期間内である平成32年(2020年)には人口17万人を割り込む推計となっています。

(国立社会保障・人口問題研究所 平成28年3月推計)
(下段の%はその年代層が全体に占める割合を示したもの)

		人 口				
		総数	15歳未満	15-64歳	65歳以上	(再掲)75歳以上
平成28年 (2016)		173,135人	22,476人 (12.98%)	104,650人 (60.44%)	46,009人 (26.57%)	20,944人 (12.10%)
推 計	平成32年 (2020)	168,197人	20,402人 (12.13%)	98,634人 (58.64%)	49,161人 (29.23%)	23,153人 (13.77%)
	平成42年 (2030)	157,749人	16,592人 (10.52%)	90,717人 (57.51%)	50,440人 (31.97%)	31,476人 (19.95%)
	平成52年 (2040)	143,889人	14,530人 (10.10%)	77,950人 (54.17%)	51,409人 (35.73%)	30,132人 (20.94%)

人口減少社会の背景として、少子・高齢化の進行は大きな要因となっています。本市において、平成23年に超高齢社会が到来したことは(1)で示したとおりですが、平成27年には、65歳以上人口の市全体人口に占める割合が25%を超えるに至りました。

さらに、いわゆる「第2次ベビーブーム」世代が65歳以上となる平成52年(2040年)には人口15万人を割り込み、65歳以上人口の市全体人口に占める割合が35%を超えると予想されています。統計上、後期高齢者とされる75歳以上人口も増加の一途をたどり、平成52(2040)年の本市は「5人に1人が後期高齢者」という姿になると見られています。

2 本市における障がい者人口の推移

障がいの種別には、発達障がいや高次脳機能障がいなど、様々なものがありますが、ここでは障がい者手帳（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳）の交付者数を集計し、推移を見ていきます。

本市の障がい者手帳交付人口は、その約80%弱が身体障害者手帳の交付者となっています。また、市全体の人口と比べると、約5%強の市民が障がい者手帳の交付を受けている計算になります。

この数値には、例えば自立支援医療制度を利用している、障がい者手帳の交付に至らない精神障がいの方は含まれていません。また、障害者総合支援法の施行により、新たに「障害者」の定義に含まれた難病患者の方も含まれていません。このため、日常生活又は社会生活において、障がいや社会的障壁により暮らしにくさを感じている方の数は、実際にはもっと多いことが推測されます。

（毎年度3月末現在）
（下段の%は前年度比の増減割合）

	障がい者手帳交付人口			
	総数	身体	知的(療育)	精神
平成26年度	10,067人 (▲0.59%)	7,723人 (▲2.05%)	1,481人 (+3.86%)	918人 (+8.00%)
平成27年度	10,204人 (+1.36%)	7,730人 (+0.09%)	1,481人 (0.00%)	993人 (+8.17%)
平成28年度	10,258人 (+0.53%)	7,619人 (▲0.23%)	1,481人 (0.00%)	1,154人 (+16.21%)

障がい者手帳交付人口の中でも最も多い、身体障害者手帳交付者の内訳を分析すると、65歳以上人口に属する肢体不自由者が、身体障害者手帳交付者全体の約40%を占めることが分かります。

65歳以上人口において、身体障害者手帳交付者数が大幅に増えることは、心臓、腎臓等の内部障がいや視覚等の他の障がいにおいても顕著となっています。超高齢社会の到来が、障がい者人口も押し上げることが予想されます。

（平成28年度末の身体障害者手帳交付者数で分析）
（下段の%はその年代層が全体(7,619人)に占める割合を示したもの）

	身体障害者手帳交付者				
	総数	15歳未満	15-64歳	65歳以上	(再掲)17歳以下
肢体不自由	4,585人 (62.18%)	72人 (0.95%)	1,327人 (17.42%)	3,186人 (41.82%)	90人 (1.18%)
内部障がい	2,033人 (26.68%)	28人 (0.37%)	534人 (7.01%)	1,471人 (19.31%)	35人 (0.46%)
視覚障がい	436人 (5.72%)	0人 (0.00%)	129人 (1.69%)	307人 (4.03%)	4人 (0.05%)
聴覚、音声機能等の障がい	565人 (7.42%)	11人 (0.14%)	166人 (2.18%)	388人 (5.09%)	16人 (0.21%)
計	7,619人 (100.00%)	111人 (1.46%)	2,156人 (28.30%)	5,352人 (70.25%)	145人 (1.90%)

Ⅲ 計画の目標及び体系

1 基本理念

福祉のまちづくりの目指すところは、全ての人々が安心して快適な日常生活を営み、等しく社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することができる地域社会の実現にあります。そのためには、苫小牧市福祉のまちづくり条例の前文にうたうように、「高齢者、障害者等の積極的な社会参加を可能とするための福祉のまちづくりが、同時にすべての市民にとって暮らしやすいまちづくりになるとの認識の下、共に力を合わせ」ていかなければなりません。

この視点は、第2期の市町村障害者計画となる「苫小牧市障がい者計画」が、「自立支援の充実に努めるとともに、市民一人ひとり、地域団体、事業者等、すべての主体の参画を促すなど、ともに生きるやさしいまちづくりを進める」とした内容と一致します。

このため、これらの計画は、これまでの基本理念を継承し、「苫小牧市福祉のまちづくり推進計画」「苫小牧市障がい者計画」共通の概念として掲げていく必要があります。

「第2期苫小牧市福祉のまちづくり推進計画」「第3期苫小牧市障がい者計画」では、共通の基本理念として次のとおり定めます。

ともに創るやさしい苫小牧—自立を応援する福祉のまちづくり—

2 基本方針と施策の体系

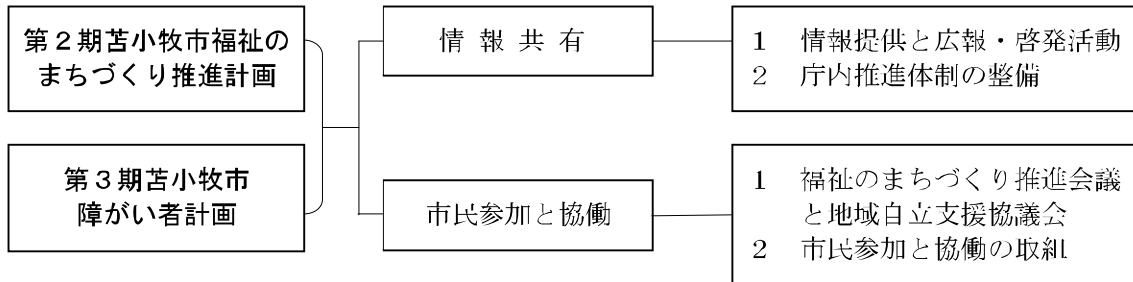
基本理念の継承に伴い、「第3期苫小牧市障がい者計画」では、3つの柱となる基本方針についても、原則として引き継ぐこととします。ただし、時代にふさわしいバリアフリー化やユニバーサルデザインの定着による、ノーマライゼーションの推進体制を確保するため、基本方針の中を構成する施策の体系を見直し、新たな課題に取り組んでいきます。

また、「第2期苫小牧市福祉のまちづくり推進計画」では、2つの計画の連携を高めるため、「第3期苫小牧市障がい者計画」におけるバリアフリーの分野に掲げる基本方針と施策の体系を共通化させます。その中で、障がいのある人のみならず、高齢者や妊産婦など、多くの市民にとって暮らしやすい福祉のまちづくりを計画的に推進していきます。

さらに、2つの計画に共通する、計画の推進体制を新たに定め、苫小牧市自治基本条例や苫小牧市総合計画の考え方を踏まえた施策の展開を図っていきます。

以上の内容を図示すると、次ページのとおりとなります。

【計画の推進体制】

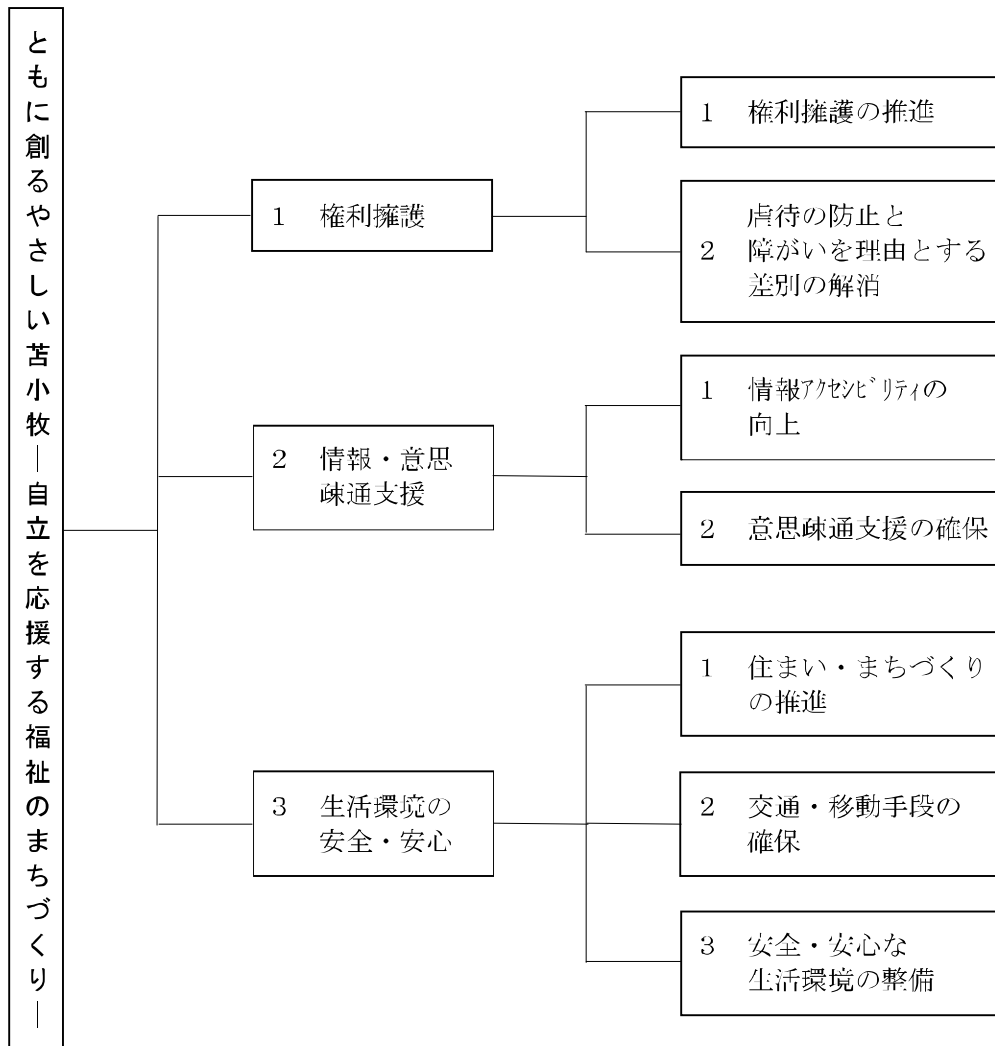


【施策の体系】 第2期苦小牧市福祉のまちづくり推進計画

<基本理念>

<計画－体系>

<計画－施策>

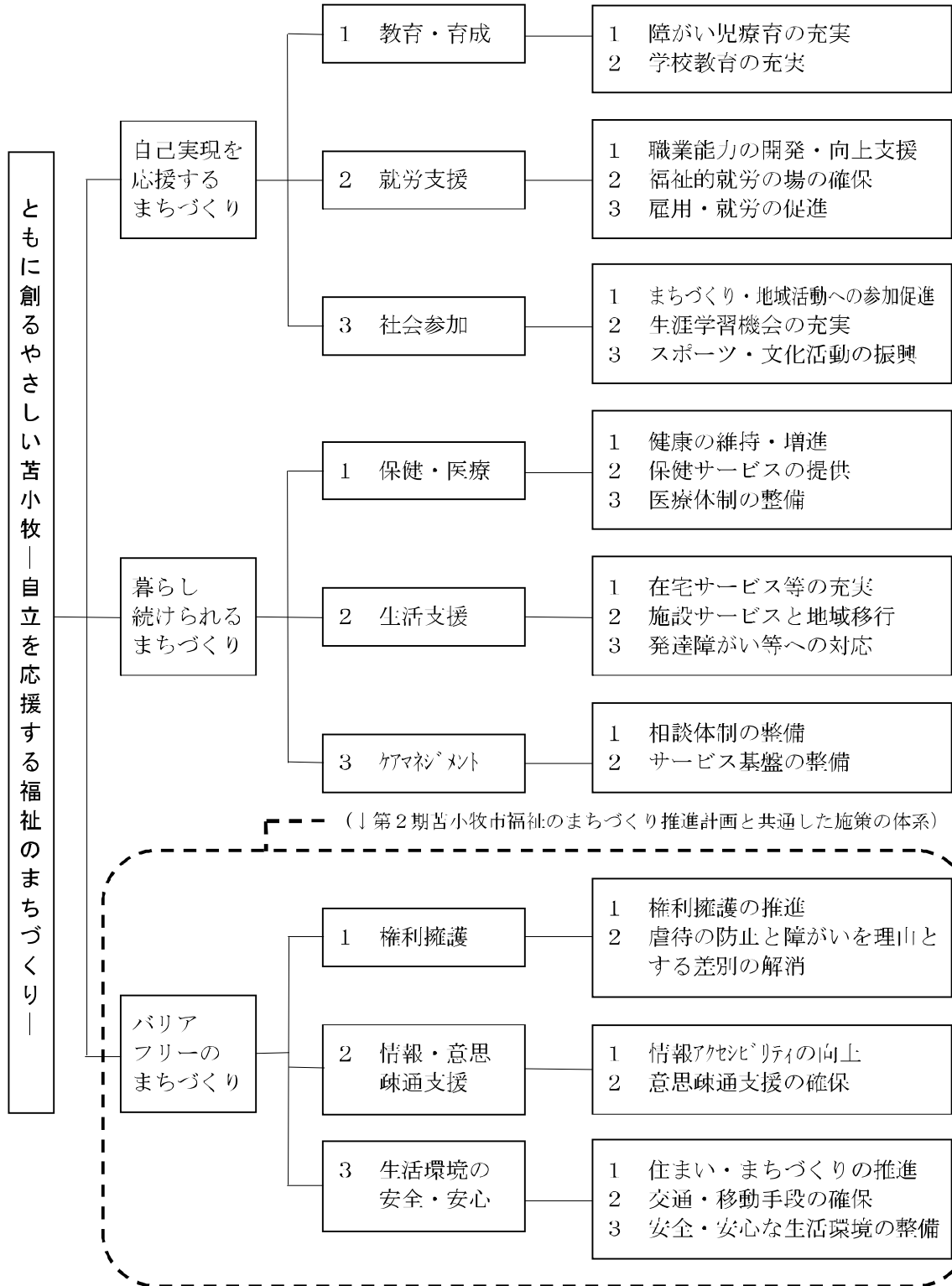


【施策の体系】第3期苫小牧市障がい者計画

<基本理念><基本方針>

<計画一体系>

<計画一施策>



第 2 章

第2期苫小牧市福祉のまちづくり推進計画

I 福祉のまちづくりの基本的な考え方

1 福祉のまちづくりの目標

(1) 各主体の役割

福祉のまちづくりは、それぞれの主体が担うべき役割を認識し、連携して取り組まなければなりません。市、事業者及び市民の役割を次のとおり明らかにすることで、「第2期苫小牧市福祉のまちづくり推進計画」に基づく施策を展開していきます。

【市の役割】

福祉のまちづくりの推進体制を整備するとともに、市民のニーズの把握に努め、福祉のまちづくりに関する施策のきめ細かな展開を図るほか、公共施設の整備に当たってはバリアフリーの推進に配慮します。

【事業者の役割】

自らの社会的役割を認識し、自らの責任で、障がいのある人や高齢者等が安全かつ円滑に利用できる施設整備を行うなど、福祉のまちづくりに努めます。

【市民の役割】

地域における福祉のまちづくりに積極的に協力、参加するとともに、障がいのある人や高齢者等への正しい理解を深め、問題解決に取り組みます。

(2) 福祉のまちづくりの目標と施策の体系

第1期の苫小牧市福祉のまちづくり推進計画では、「すべての人にやさしいまち苫小牧」の実現に向けて、5項目の具体的な目標を掲げていました。「第2期苫小牧市福祉のまちづくり推進計画」では、引き続きこれらの項目を具体的な目標として掲げるとともに、施策の体系との関係性を次のとおり位置付け、「第3期苫小牧市障がい者計画」との連携を高めます。

① 人間性が尊重されるまち (→施策の体系：権利擁護)

本市で生活する全ての人の人間性が尊重され、社会の構成員の一人として生きがいをもって生活し、活動できるノーマライゼーションの理念が定着したまち

② 自由な移動が保障されるまち (→施策の体系：生活環境の安全・安心)

障がいのある人や高齢者を含む全ての人が、自力で安心して、安全に移動することが保障され、社会参加が実現するまち

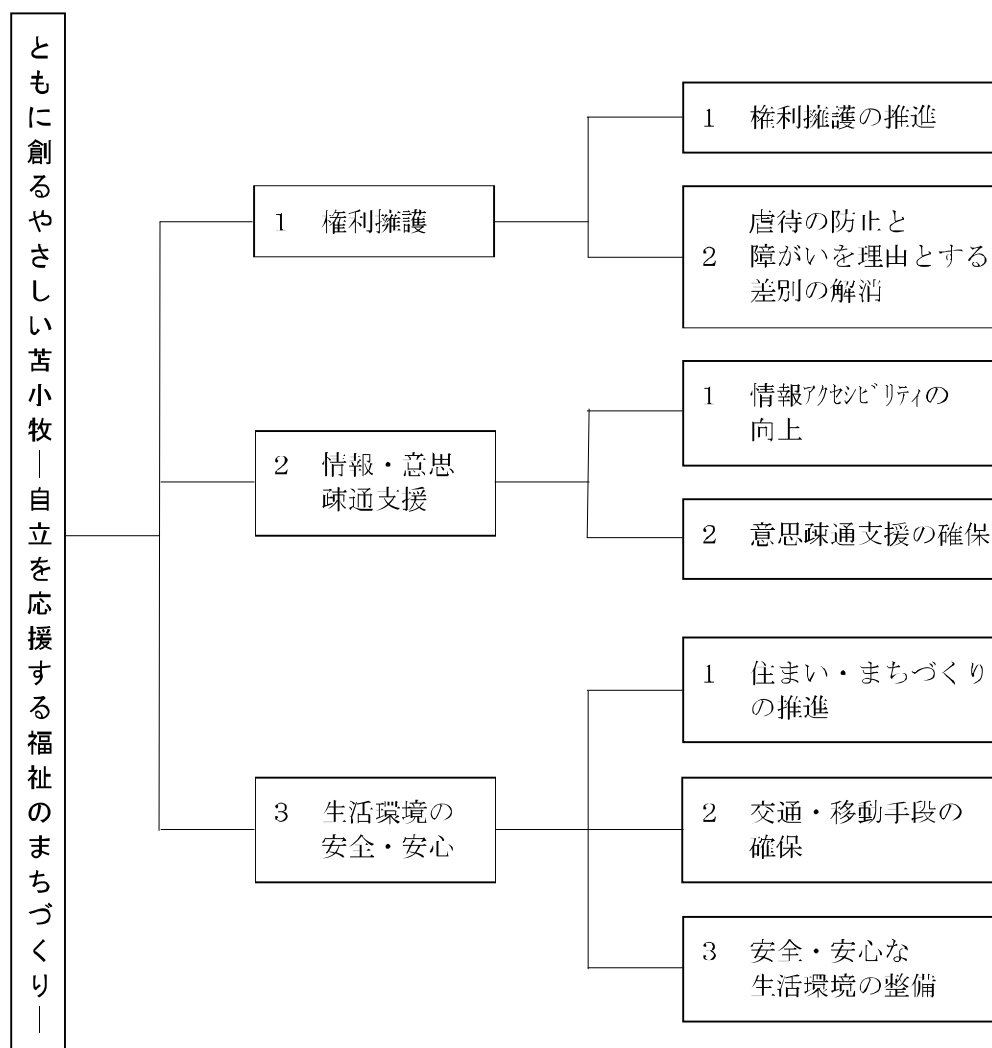
- ③ 社会的連帯が実現されるまち (→施策の体系：権利擁護)
障がいのある人や高齢者等の自立とともに、若い世代と高齢者、障がいのある人とない人が互いに理解し、連帯して、共に支え合いながら、豊かに生きることのできるまち
- ④ 地域での生活が持続できるまち (→施策の体系：権利擁護)
地域での共助により住み慣れた地域で住み続け、働き、学び、遊べるなど、地域での生活が持続できるまち
- ⑤ 快適さや豊かさを実感できるまち (→施策の体系：情報・意思疎通支援)
(→施策の体系：生活環境の安全・安心)
ノーマライゼーションの理念を当然のことと受け止めながら、まちの美しさ、ゆとりなど、このまちで生活することの快適さや豊かさを実感できるまち

【施策の体系】

<基本理念>

<計画－体系>

<計画－施策>



2 公共施設のバリアフリー化の状況

(平成 29 年 12 月 31 日現在)

施設名	出入口		点字ブロック等 誘導用音声装置 の設置等	トイレ			身障者用 駐車場
	段差解消、 スロープ	自動ドア 引戸		多目的	洋式	オストメイト	
市役所(本庁舎)	○	○	○	○	○	○	○
市役所(第二庁舎)	○	○	○	○	○	○	○
市民会館 大ホール	○		○	○	○		○
市民会館 小ホール	○	○	○	○	○	○	○
めぞみコミュニティセンター	○	○	○	○	○	○	○
種苗ファミリーセンター	○	○		○	○		○
交通安全センター	○	○			○		
沼ノ端コミュニティセンター	○	○		○	○	○	○
豊川コミュニティセンター	○			○	○	○	○
住吉コミュニティセンター	○	○	○	○	○		○
湧私公民館(湧私出張所)	○	○	○	○	○	○	○
高丘霊葬場	○	○		○	○		○
ウトナイ湖野生鳥獣保護センター	○	○		○	○		○
リサイクルプラザ「若小牧」	○	○	○	○	○		○
生活館	○	○	○	○	○		○
市民活動センター(ふれあいB、C)	○	○	○	○	○	○	○
夜間・休日急病センター	○	○	○	○	○		○
教育・福祉センター	○	○	○	○	○	○	○
労働福祉センター					○		
テクノセンター	○	○		○	○		○
鶴前交流センター	○	○		○	○		○
モーラップ鶴前荘	○			○	○		
文化会館	○	○	○	○	○	○	○
中央図書館	○	○	○	○	○		○
あさひ児童センター	○	○		○	○		○
住吉児童センター	○	○		○	○		
日新児童センター	○	○		○	○		○
沼ノ端児童センター	○	○		○	○		○
湧武津資料館	○	○		○	○		○
ハイランドスポーツセンター	○	○		○	○	○	○
ときわスケートセンター		○			○		
白鳥王子アイスアリーナ	○	○	○	○	○		○
科学センター	○	○		○	○	○	○
文化交流センター(アイビープラザ)	○	○	○	○	○	○	○
美術博物館	○	○	○	○	○	○	○
総合体育館	○	○		○	○		○
屋内ゲートボール場	○	○		○	○		
川崎公園体育館	○	○		○	○		
日新温水プール	○	○		○	○		○
日吉体育館		○	○		○		
沼ノ端スケートセンター	○	○	○	○	○		○
鶴岡児童センター	○	○	○	○	○		○
沼ノ端スポーツセンター	○	○	○	○	○	○	○
市立病院	○	○	○	○	○	○	○
道の駅「ウトナイ湖」	○	○	○	○	○	○	○
道の駅「らっとみなと市場」					○		
保健センター	○	○	○	○	○	○	○
大成児童センター	○	○	○	○	○		○
新ときわスケートリンク	○	○	○	○	○	○	○
緑ヶ丘公園サッカー場・ラグビー場				○	○		○
COGOTOMA-ココトマ	○	○			○		○
呼吸器内科クリニック	○	○	○	○	○	○	○
福祉ふれあいセンター	○	○	○	○	○	○	○

Ⅱ 施策の推進

1 権利擁護

現状と課題

権利擁護による社会的障壁の除去（バリアフリー化）は、これまでも消費者保護行政や地域福祉活動、成年後見制度や権利擁護支援センターによる日常生活自立支援事業など、数々の取組がなされてきました。

第一に、平成24年10月に障害者虐待防止法が施行されたことにより、DV・ストーカー防止に加え、児童・高齢者・障がいの3分野で虐待防止法制が出揃いました。

第二に、老人福祉法及び障害者自立支援法（当時）の改正により、司法書士、社会福祉士等の有資格者によらない成年後見制度の担い手を増やそうとする、いわゆる市民後見制度の取組が始まり、本市においても、苫小牧市成年後見支援センター事業を開始しました。

さらに、平成28年4月には、障害者差別解消法が施行され、このことにより、社会的障壁の除去における必要かつ合理的な配慮が各主体に求められ、より一層の権利擁護の取組が求められます。

一方、社会には、障がいのある人に対する理解の不足、誤解や偏見などが残っているのも事実です。市民アンケートでは、「日常生活において、障がいのある人に対する差別や偏見、疎外感を感じることはありませんか。」との問いに、多くの方が「たまに感じる」と回答しています。そして、その内容も「街角での人の視線」「教育の機会」「仕事や収入」などが挙げられています。こうした日常の場面での理解の促進が権利擁護の基礎となるものであり、福祉・人権教育等の推進が不可欠となっています。

基本的な考え方

障がいのある人等の暮らしにくさの解消や権利擁護を図るため、障がいや障がいのある人への理解の促進のほか、虐待防止や市民後見等の取組につなげていきます。

- (1) 権利擁護の推進
- (2) 虐待の防止と障がいを理由とする差別の解消

(1) 権利擁護の推進

主 な 施 策

① 福祉・人権教育の推進

- ア 保育や教育の場において、障がいのある人に関する教育や交流機会の拡大に努めます。
- イ 福祉講座や講演会のほか、学校や地域のボランティア活動による車椅子体験等の体験学習機会を通じて、広く障がいや障がいのある人についての理解と認識を深める取組を進めます。
- ウ 「北海道人権施策推進基本方針」に基づき、福祉関係者等へ、障がいのある人の自己決定の尊重や障がいについての正しい理解の普及など、人権意識の醸成・高揚を図ります。

② 地域福祉活動の推進

- ア 苫小牧市社会福祉協議会が運営するボランティアセンターを拠点に、市民や事業者、各団体におけるボランティア活動を促進するため、研修事業の企画や相談助言体制の充実を図ります。
- イ 苫小牧市社会福祉協議会をはじめとして、地域福祉活動を担う各団体と市民とをつなぐネットワークを強化します。
- ウ NPOなどの市民活動を促進するため、市民活動に関する情報提供や相談に対応します。

③ 市民後見制度の導入検討

- ア 地域において障がいのある人、高齢者等が安全で安心した生活を送れるよう、日常生活自立支援事業や成年後見制度の周知を図ります。
- イ 増加が予想される障がいのある人、高齢者等の権利擁護のニーズに応えるため、市民後見制度に係る事業の推進を図ります。

(2) 虐待の防止と障がい者を理由とする差別の解消

主 な 施 策

① 虐待の防止のための支援体制の整備

ア 虐待の疑いがある旨の相談、通報等に対して適切に対応するとともに、障がいのある人、高齢者等を養護すべき者が虐待に向かうことを防止するために必要な支援を行います。

イ 関係機関による連携体制を整え、虐待の防止のために必要な情報交換を行うことにより、虐待事案が発生した場合の迅速な対応につなげます。

② 障がいを理由とする差別の解消

ア 障がいや障がいのある人に対する理解を深めるために必要な情報提供や啓発活動を行い、障がいを理由とする差別の解消につなげます。

イ 障がいを理由とする差別について、障がいのある人やその関係者からの相談に応じるとともに、その紛争の防止又は解決に資する体制の整備を図ります。

2 情報・意思疎通支援

現状と課題

平成10年代以降ICTの発達は、パソコンや携帯電話等の利便性の向上にも波及し、障がいのある人の情報収集や発信を容易にするだけでなく、職域の拡大、多様な社会参加の促進などにも寄与することが期待されています。

一方で、視覚障がいや聴覚障がいのある人の情報格差の解消を図り、コミュニケーション手段を確保するため、音声による情報伝達や点字、手話、要約筆記等の普及が必要となります。

これまで、視覚障がいや聴覚障がいのある人のための広報、ユニバーサルデザイン等に配慮した市ホームページの作成、公共施設におけるファックスや専用端末の設置、聴覚・音声言語に障がいのある人への手話通訳員や要約筆記者の配置及び派遣等を行い、情報・意思疎通支援を図ってきました。今後も、これらの取組を継続しつつ、障がい特性に対応したさまざまな情報提供の充実、ICTの発達に対応した意思疎通支援の推進等が求められます。

基本的な考え方

障がいのある人の自立と社会参加を支援するために、障がい特性に対応したさまざまな手段で情報提供を図るとともに、日常的な情報発信・意思疎通の確保を支援します。

- (1) 情報アクセシビリティの向上
- (2) 意思疎通支援の確保

(1) 情報アクセシビリティの向上

主な施策

① 障がい特性に配慮した情報サービスの充実

ア 市のホームページをはじめ、公共的施設における電光表示や音声放送の適切な整備、ひらがなや絵記号等による分かりやすい表記など、ユニバーサルデザインの普及とともに障がい特性に配慮した情報提供に努めます。

イ 成人式など多くの市民が参加する会議への手話通訳者、要約筆記者等の派遣・配置を働きかけます。

ウ 一人暮らしの障がいのある人や高齢者等に対する、急病や事故などの突発的な事態が発生した場合に対応する緊急通報システムの設置事業を引き続き行います。

エ 聴覚障がいのある人のみで構成される世帯等に対し、障害者対応住宅用火災警報器の設置を促します。

② ICTに関する講習の実施

障がいのある人を対象に、情報通信技能取得に向けた講習を実施します。

(2) 意思疎通支援の確保

主 な 施 策

① 聴覚障がいのある人に対する意思疎通支援

市役所本庁舎に専任の手話通訳者を配置するとともに、手話通訳者派遣事業を実施するなど、引き続き聴覚・音声言語障がいのある人への意思疎通支援の確保・充実を図ります。

② 視覚障がいのある人に対する意思疎通支援

視覚障がいのある人に対しては、点字図書音声テープ、CDなどその希望に応じた情報提供に努めます。

③ 要約筆記者の派遣

聴覚障がいがある人の意思疎通を円滑にするため、必要に応じて要約筆記者を派遣します。

④ 人材の育成

障害者基本法において手話が言語として位置付けられ、平成29年4月1日には苫小牧市手話言語条例が施行されました。このような背景を踏まえ、手話講習会の開催等により手話の普及に努めるとともに、手話通訳員の更なる育成を図ります。また、視覚障がいのある人については、点訳者、朗読者等関係するボランティア団体と連携を図り、人材の確保に努めます。

3 生活環境の安全・安心

現状と課題

平成14年6月に施行された苫小牧市福祉のまちづくり条例では、市、事業者及び市民の三者に福祉のまちづくりに関する責務を規定するとともに、これら三者が相互に協力し、及び連携し、一体となって福祉のまちづくりに取り組むこと等を施策の基本方針に掲げています。

これまで、公共施設のバリアフリー化事業のほか、バリアフリーマップの作成、福祉のまちづくりに貢献した方への社会福祉表彰、バリアフリー基準（基礎的基準・誘導的基準）を満たした公共的施設への適合証の交付等の施策を展開してきました。適合証の交付については、のぞみコミュニティセンター（平成15年11月交付）以来これまでに約120箇所の公共的施設が認定を受けています。

一方、市民アンケートでは「段差や階段がある」「交通が不便だ」「案内表示が見づらい」の項目が市内の施設を利用する上での不便さとして挙げられており、優先的にバリアフリー化が必要と考える公共的施設についても「病院」「スーパー、コンビニ等の店舗」「学校」等が挙げられるなど、公設・民設の別にかかわらず、日常的に通うことの多い施設へのニーズは高く、バリアフリー化の進捗も道半ばであるといえます。

今後、少子・高齢化の更なる進行や多くの公共施設の老朽化など、公共的施設を維持・管理していく上で難しい局面を迎えますが、効果的かつ効率的な施設整備や事業者等との連携により、生活環境の安全・安心を確保するバリアフリー化の推進が必要となります。

基本的な考え方

障がいのある人もない人も、全ての人が安全に生活できるよう、住まいから公共的施設、交通・移動手段まで連続し、安全・安心なバリアフリー環境の整備を推進します。

- (1) 住まい・まちづくりの推進
- (2) 交通・移動手段の確保
- (3) 安全・安心な生活環境の整備

(1) 住まい・まちづくりの推進

主 な 施 策

① 住宅の整備

ア 市営住宅建替の際に、手すりやエレベーターの設置など、バリアフリーに配慮した住環境の形成を図るとともに、車椅子利用者に対応した専用住宅及び専用駐車場を整備します。

イ 障がいのある人や高齢者等が住み慣れた自宅で暮らし続けられるように、住まいのバリアフリーに関する相談窓口を設置します。

③ 福祉のまちづくりの推進

ア 障がいのある人もない人もともに利用できる、ユニバーサルデザインを基本にしたまちづくりを進めます。

イ 公共施設のバリアフリー化を推進するとともに、障がいのある人や高齢者等が利用しやすいよう多目的トイレの設置に努めます。

ウ 苫小牧市福祉のまちづくり条例に基づく適合証の交付施設を増やしていきます。

(2) 交通・移動手段の確保

主 な 施 策

① 交通機関等の整備促進

ア 民間事業者による公共交通関係施設の整備が行われる際には、苫小牧市福祉のまちづくり条例に沿った整備が行われるよう、当該事業者に働きかけます。

イ 公共交通機関を利用することが困難な重度の障がいがある人の移動手段の確保に努めます。

② 歩行空間のバリアフリー化の推進

ア 視覚障害者用音響式信号機の設置に努めます。

イ 幹線道路等の新設及び改築整備において、点字ブロックの設置や段差解消に努めます。

ウ 除排雪の充実に努めます。また、視覚障がいのある人や車椅子利用者などの移動の妨げとなる放置自転車の撤去や駐輪場を利用する際のルール徹底など、市民に対する啓発・指導に努めます。

エ 障がいのある人が、盲導犬や介助犬などの身体障害者補助犬を同伴して公共施設や商業施設、公共交通機関などを円滑に利用できるよう理解の拡大を促進します。

(3) 安全・安心な生活環境の整備

主 な 施 策

① 防災対策の体制整備

ア 地震や台風、津波などの災害発生時や樽前山の噴火に備えて、支援が必要な障がいのある人や高齢者等の避難支援等を実施するための基礎となる「避難行動要支援者名簿」等の充実化に努めます。

イ 災害時要援護者対応マニュアルの作成により、障がいのある人、高齢者等への防災知識の普及や、災害時の備えに努めます。

② 防犯対策の体制整備

障がい特性により判断能力が不十分な人が、消費者被害や犯罪に遭わないよう相談指導体制を強化するとともに、犯罪等を未然に防止するため、関係機関との情報交換や連携を図ります。

第 3 章

第3期苫小牧市障がい者計画

I 自己実現を応援するまちづくり

平成25年12月、これまでの障がい者施策に関する法制度の整備を踏まえ、国において「障害者の権利に関する条約」が批准されました。この条約では、一般原則の中で「固有の尊厳、個人の自律（自ら選択する自由を含む。）及び個人の自立を尊重すること。」が第一に挙げられており、障がいのある人の自己実現がいかに大切であるかが示されています。

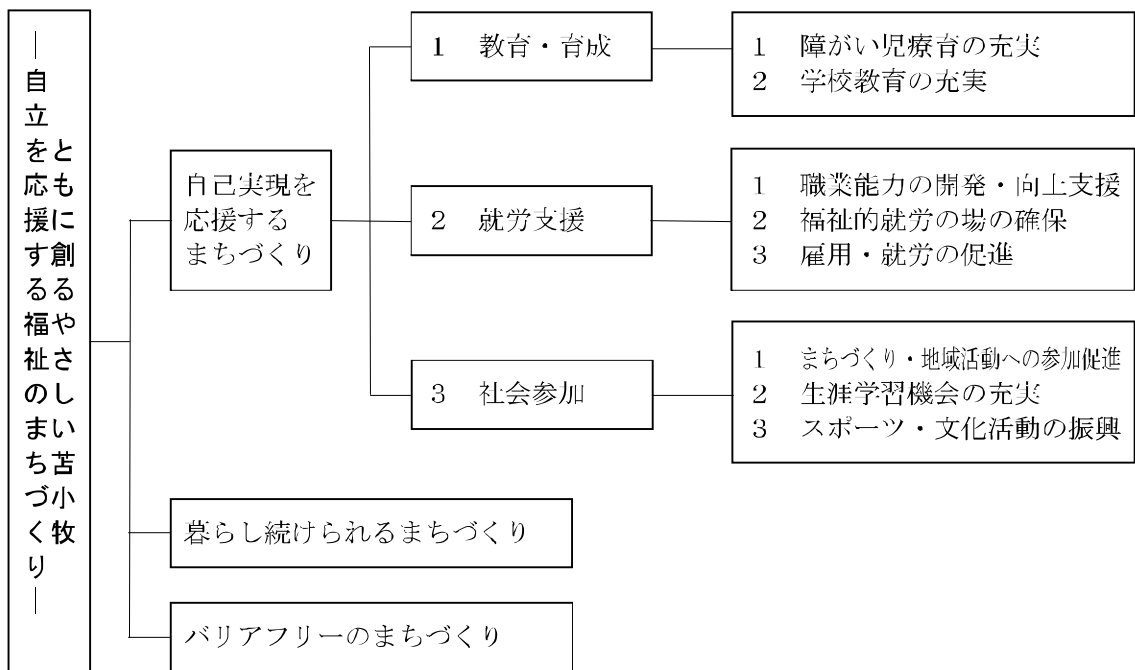
「第3期苫小牧市障がい者計画」においても、引き続き「自己実現を応援するまちづくり」を基本方針のひとつとして掲げ、障がいのある人の自立を応援していきます。

■ 自己実現を応援するまちづくり ■

障がいのある人もない人も、自己選択と自己決定の下にそれぞれの能力を十分に発揮し、自分らしく、いきいきと生きることができるよう、教育・育成の充実、就労機会の拡大、地域活動への参加促進など、自己実現を応援するまちづくりを進めます。

【施策の体系一抄】

＜基本理念＞ ＜基本方針＞ ＜計画一体系＞ ＜計画一施策＞



1 教育・育成

現状と課題

人間のライフサイクルを踏まえたときに、乳幼児期においていかに早期に発育や発達の遅れを発見し、療育につなげていくかが重要となってきます。

これまで、妊婦や乳幼児を対象とした各種健康診査の助成範囲を拡大するほか、教室事業の実施、更に乳幼児健康診査で経過観察が必要な乳幼児に対する経過観察クリニック、事後教室、保健師の個別訪問等を実施してきました。

また、公立保育所では保育士を加配し、集団生活が可能な障がい児の受入れを実施して混合保育を行っています。法人立保育所や幼稚園においても障がい児の受入れが拡大してきており、「こども通園センターおおぞら園」（以下「おおぞら園」とします。）とのネットワークが構築されつつあります。

乳幼児期から学齢期へ移ると、学校教育の場が日中活動の中心を占めるようになります。学校等を通じた相談支援体制の強化や特別支援教育の充実が、その子らしさや可能性を伸ばしていく上で大きな役割を果たし、将来の自己実現の芽をはぐくむことにつながります。

これまで、市内の各小学校への特別支援学級の増設を進め、学校において個別の教育支援計画を策定することにより、それぞれの子に合った教育課程で学校教育を受けられる体制を整えてきました。一方、市民アンケートでは、障がい児に関する回答として「能力や障がいの状況に合った指導」や「相談体制の充実」が高い割合で見受けられ、引き続き体制の強化が求められています。

障がいの重度・重複化や障がい特性の多様化の進行を念頭に置きながら、これまで実施してきた早期発見・早期療育の取組を継続しつつ、更に充実した相談支援が行われるよう、教育・福祉・保健・医療の各分野の連携・協力を図ることが重要です。

基本的な考え方

障がいのある児童の発達を支援するために、早期発見から早期療育、更に学齢期への円滑な移行、それぞれの子のニーズに応じた学校教育の推進など、年齢に応じ、地域で一貫して取り組む支援体制の充実を図ります。

- (1) 障がい児療育の充実
- (2) 学校教育の充実

(1) 障がい児療育の充実

主な施策

① 早期発見

- ア 全ての新生児に対する家庭訪問を引き続き実施し、早期からの相談体制の充実を図ります。
- イ 保健所・医療機関との養育支援体制を充実させ、妊娠、出産時から養育支援の必要な家庭を支援します。
- ウ 各種健康診査の充実や子育て応援ファイル「はぐねっと」の活用等を通じて、疾病や発育、発達の遅れを早期に発見・支援する体制を整えます。
- エ 経過観察が必要な乳幼児に対する継続的な相談や訪問を実施し、必要に応じ早期療育への移行を図ります。
- オ 乳幼児健康診査の点検・見直しに係る職員研修等を通じて、発達障がい児の早期発見の体制を強化するとともに、3歳児健診以後の支援体制について引き続き検討していきます。

② 早期療育

- ア 全ての認可保育所で、集団生活が可能な障がい児の受入体制を整備します。
- イ 軽度発達障がい児の早期発見・早期対応を図るため、おおぞら園、保育所、幼稚園のネットワークを強化します。
- ウ おおぞら園における療育内容の充実を図ります。
- エ 地域自立支援協議会その他の場を活用して、子どもの発達支援に関係する者の連携を図り、更には学齢期の特別支援教育との連携の強化を図ります。
- オ 重度肢体不自由児に対する療育支援について、関係機関との連携を図りながら、検討していきます。

(2) 学校教育の充実

主 な 施 策

① 相談支援体制の整備

- ア 学校等における就学相談や就学指導等の取組に対する支援を充実します。
- イ 北海道立特別支援教育センター、特別支援学校等との連携を図りながら適切な就学指導に努めます。
- ウ 保健、医療、福祉等の関係部局と連携し、情報の共有化や一貫した支援が効果的に行われるよう相談体制の充実を図ります。

② 特別支援教育の充実

- ア 発達の遅れや障がいがあるなど、特別な教育的支援を必要とする児童生徒のために、おおぞら園、保育所、幼稚園との連携を強化し、教育の連続性の確保を図るなど、支援の充実に努めます。
- イ 教員の指導面での専門的な知識や技能の向上を図るため、エリアプロジェクト協議会の開催等を通じて、積極的・継続的な研修機会の充実に努めます。
- ウ 児童相談所、北海道立特別支援教育センター、特別支援学校等との連携を図るなど、特別支援教育の充実に努めます。

③ 一人ひとりのニーズに対応した教育環境の整備充実

特別支援学級の未設置校への設置を市立中学校に拡大するとともに、特別支援学校（養護学校及び高等養護学校）の苫小牧市への設置について、引き続き北海道に要請していきます。

2 就労支援

現 状 と 課 題

乳幼児期・学齢期を過ぎ、社会とのかかわりを持つ年代を迎えると、どのように就労意欲を雇用に結び付けるか、あるいは社会参加の機会を多く確保することにより、障がいのある人自身の自己実現につなげていくかが重要となってきます。

就労支援においては、大別して「相談支援・能力開発」「就労の場の確保」「雇用体制の充実」「職場定着」などの取組が重要となります。さらに、障がい者就労では一般就労のほか、就労移行支援・就労継続支援サービスを提供する事業所（就労系サービス事業所）等による福祉的就労も有効活用すべき資源となります。いずれも、市民、企業、行政等、社会全体での応援体制づくりが必要です。

これまで、公共職業安定所（ハローワーク）による専門援助のほか、市にも障がい者就労に係る専門相談員を設置し、求職相談・指導、求職活動同行による企業側との橋渡し、就職後の企業訪問による就業定着等の取組を行ってきました。平成20年度に相談員を設置してから、延べ50人を超える障がい者を就労の機会に結び付けてきており、今後も継続した支援体制の構築が望まれます。

基本的な考え方

就労は、自立した生活と「働く幸せ」による自己実現に直結する重要な営みです。

障がいのある人が能力を最大限に発揮し、社会に貢献できるよう、それぞれの希望と障がい特性に応じて、多様な働き方を可能にする支援の充実を図ります。

- (1) 職業能力の開発・向上支援
- (2) 福祉的就労の場の確保
- (3) 雇用・就労の促進

(1) 職業能力の開発・向上支援

主 な 施 策

① 職業相談・指導

公共職業安定所（ハローワーク）や北海道障害者職業センター等との連携を図り、きめ細かな職業相談・指導、求職情報の提供などの充実に努めます。

② 職業能力の開発支援

苫小牧地域職業訓練センター（スキルアップセンターとまこまい）等の利用を促進することにより、職業訓練の活用やICT（情報通信技術）等の就労に役立つ資格の取得につなげ、障がいのある人の職域を拡大するとともに、在宅就労など多様な就労形態による雇用の可能性を広げます。

(2) 福祉的就労の場の確保

主 な 施 策

① 福祉的な就労継続の支援

一般企業での就労が困難な方等に対し、就労系サービス事業所等の利用促進を図り、福祉的就労機会の提供や生産活動に必要な知識及び能力向上のための訓練など、就労に向けた支援を行います。

② 授産製品の販売等の支援

ア 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）に基づく物品等の調達方針を定め、授産製品の販売や役務の提供の場を確保することにより、福祉的就労の場の確保を図ります。

イ 就労系サービス事業所等で作られる製品の販売を促進するために、市の広報紙やホームページなどを通じて紹介するなど周知に努めます。

(3) 雇用・就労の促進

主 な 施 策

① 障がい者雇用の啓発

- ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）の周知に努めます。
- イ 障がい者法定雇用率の遵守を企業へ働きかけ、「事業主が障がいのある人を雇用することは社会的責務である」という考えの定着に努めます。
- ウ 市職員の任用に当たっては、能力や適性に応じた障がいのある人の雇用の確保に努めます。

② 一般就労への移行支援

- ア 一般就労等を希望している方に対し、事業所内での作業や実習、適性に合った職場探し、短時間勤務など身体の状態に応じた就労形態の調整など、就労に必要な支援体制を整備します。
- イ 障がい者就労モデル事業「働く幸せチャレンジ事業」を通じて蓄積された、一般就労への移行支援のあり方について実践例等の情報発信に努めます。
- ウ 市内企業の障がいのある人の雇用に関する取組について、苫小牧心身障害者職親会等の協力を得ながら情報の発信について検討します。

③ 職場への定着支援

- ア 事業主や従業員が障がいのある人への理解を深めるとともに、職場環境の整備、労働条件の充実等により職場への定着が図られるよう支援に努めます。
- イ 障害者雇用促進法の周知と併せて、事業主における定着支援の取組につなげられるよう、北海道障害者職業センターが所管するジョブコーチ等の支援策の周知に努めます。

3 社会参加

現状と課題

どのように社会参加の機会を多く確保し、障がいのある人自身の自己実現につなげていくかが重要となってきます。

本市では、「苫小牧市心身障害者福祉センター」が設置され、平成28年にはその機能が強化された「苫小牧市福祉ふれあいセンター」が開設され、障がいのある人の交流・学習の拠点として機能しています。また、障がい者パソコン教室や障がい者文化教室の開催、各種障がい者スポーツサークル・スポーツ大会の活動支援、スポーツの場所の提供や利用料金の減免等が行われています。

社会参加においては、社会全体で障がいのある人を迎え入れる体制づくりも重要です。平成25年12月現在、苫小牧市社会福祉協議会が把握するボランティア団体は70近くを数えますが、その内容も手話活動や視覚障がいのある人のガイドサポート、サロン活動やパソコンボランティアなど、広がりを見せています。こうした取組と連携しながら、まちづくり・地域活動、スポーツ・文化活動、生涯学習の機会を確保し、障がいのある人・支援する人がともに社会参加に取り組めるよう、環境を整備していく必要があります。

基本的な考え方

障がいのある人が地域社会の一員として、さまざまな活動に積極的に参加し、生活の質の向上や自己実現を可能にするために、まちづくり・地域活動への参加促進、生涯学習機会の充実、スポーツ・文化活動の振興を図ります。

- (1) まちづくり・地域活動への参加促進
- (2) 生涯学習機会の充実
- (3) スポーツ・文化活動の振興

(1) まちづくり・地域活動への参加促進

主 な 施 策

① まちづくり・地域活動への障がいある人の参加

ア 障がいのある人自身が意見等を述べることができる機会を確保し、その意見の尊重に努めます。

イ 地域の住民活動や様々な行事の開催に当たっては、障がいのある人が参加しやすいよう、主催者に対して配慮すべき事項の周知に努めます。

② 障がいのある人の主体的活動の奨励

当事者団体の活動への支援を通して、その活動の促進を図ります。

(2) 生涯学習機会の充実

主 な 施 策

① 生涯学習機会の充実

インターネットを利用した知識・情報の収集、通信教育の受講などを可能にするため、障がい者パソコン教室等を通じて障がいのある人のICTに関する学習を支援するとともに、ICTに関する相談に対応します。

② 情報提供・相談体制の充実

ア 障がいのある人をはじめとする地域社会での学びの場を拡大するため、学習方法や場所などの相談に応じます。

イ 市の広報紙、ホームページなど、多様な媒体を通じて、生涯学習についての情報提供を行います。

③ ボランティアなどのサポーターの養成

さまざまな学習ニーズに対応するため、障がい者パソコンボランティアなど、地域における生涯学習を支援するサポーターの養成・確保に努めます。

(3) スポーツ・文化活動の振興

主 な 施 策

① 障がい者スポーツの振興

ア 障がい者スポーツの普及講習会の開催、体育館やスケートセンターなど施設・設備の提供や利用料の減免など、各種障がい者スポーツサークルの活動を支援します。

イ 障がい者スポーツ大会への競技参加者の引率、障がい者スポーツ大会開催に対応できる施設及び設備の整備など、各種障がい者スポーツ大会への参加と大会開催を支援します。

② 文化活動の振興

ア 障がい者文化サークルの支援と展示会の開催、障がい者文化教室（パソコン教室、その他）の開催など、文化活動を支援します。

イ 点訳サービスの実施や音訳図書のCD化に加え、新たな音訳図書の製作を検討するなど、障がいのある人の文化活動の環境を充実します。

Ⅱ 暮らし続けられるまちづくり

障がいのある人の自己実現には、暮らしの充実が不可欠です。市民アンケートにおいても、障がいのある人の心配事として「健康管理や医療」が多く挙げられており、そのニーズもさまざまです。施設や病院での生活から、地域での生活へと大きな流れができつつある現在、障がいのある人の地域生活を応援する体制の構築は、ますます重要な課題となっています。

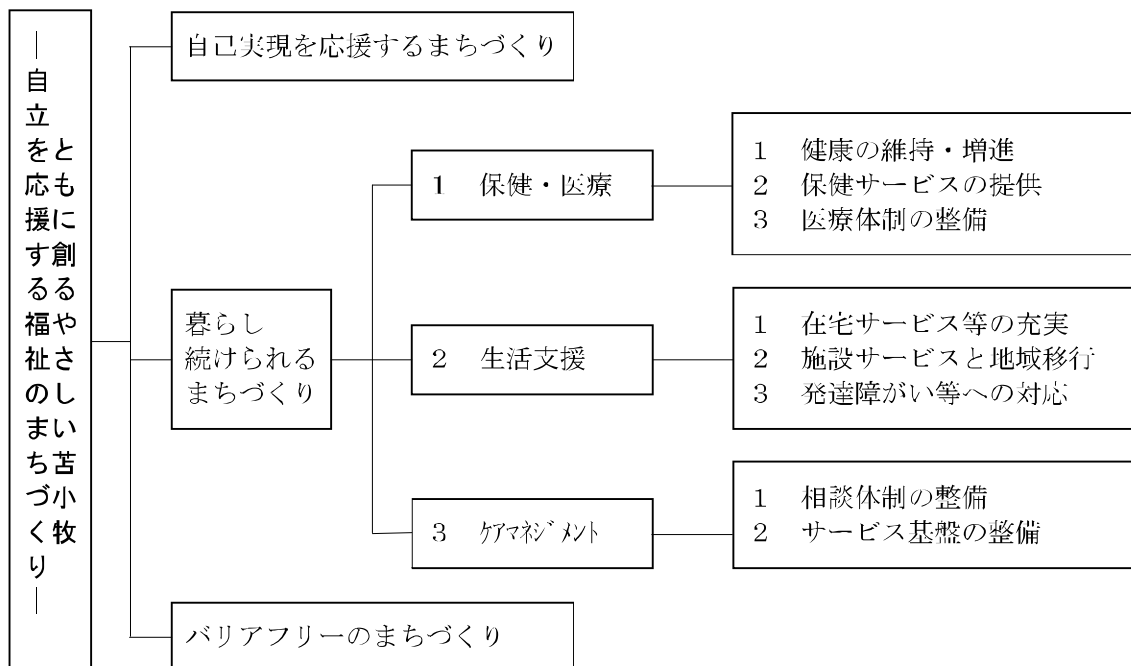
「暮らし続けられるまちづくり」の基本方針では、地域生活への移行など昨今の動きを反映しながら、障がいのある人の自立を応援していきます。

■ 暮らし続けられるまちづくり ■

障がいのある人もない人も、健やかに、地域で自立して豊かに暮らせるよう、利用者本位の考え方に立って保健・医療や生活支援サービスの量的・質的な充実を図るとともに、サービス利用を支援する仕組みづくりを行うなど、住み慣れた地域で暮らし続けられるまちづくりを進めます。

【施策の体系一抄】

<基本理念> <基本方針> <計画一体系> <計画一施策>



1 保健・医療

現状と課題

本市における障がい者手帳の交付人口の約80%弱が身体障害者手帳の交付者であることは第1章で触れましたが、その内訳を見ると、身体障害者手帳交付者全体の3分の2が65歳以上の方となっています。壮年期以降の疾病等により障がいを持つ場合も多く、健康の維持・増進や生活習慣病の予防は重要な課題となっています。また、健康の維持・増進は、身体障がい以外の障がいのある人にとっても日々の生活のリズム作りにつながり、より快適な生活環境を整える基礎となります。

市では、地域福祉や市民の健康の維持増進を図るための各種施策を展開し、保健所等とも連携しながら健康の維持・増進を図っています。また、自立支援医療の給付や重度心身障害者医療費助成制度による支援を通じて、障がいのある人が適切な医療を受けられるよう支援しています。

今後も、障がいのある人の高齢化や障がいの重度化が予想される中、福祉サービスの提供とともに健康の維持・増進、保健サービスの提供、適切な医療を受けるための体制整備に取り組む必要があります。

基本的な考え方

障がいの軽減に努め、重度化・重複化、二次障がい及び合併症の防止を図るため、障がいのある人の健康の維持・増進を図るとともに、適切な保健サービス、医療、医学的リハビリテーション等を充実します。

- (1) 健康の維持・増進
- (2) 保健サービスの提供
- (3) 医療体制の整備

(1) 健康の維持・増進

主 な 施 策

① 健康の維持増進

地域の連携と親睦を図るとともに、日常生活の健康度を高め、体力の向上を促進する「軽スポーツ教室」の普及に努め、障がいのある人の参加を促進します。

② 介護予防

65歳以上の人を対象とした介護予防事業を継続するほか、高齢者の居場所であるサロン等への支援を行い、地域全体での予防体制を整備します。

(2) 保健サービスの提供

主 な 施 策

① 保健サービスの充実

ア 障害者総合支援法による障害福祉サービスを軸に、在宅障がい者保健サービスの充実を図ります。

イ 保健所と連携しながら、うつ病をはじめとする精神疾患に関する相談・支援体制とともに、精神疾患が関係した自殺予防対策を充実します。

② 生活習慣病の予防

ア 特定健康診査等の健康支援施策を充実させることにより、糖尿病などの生活習慣病有病者及び予備軍の減少を図ります。

イ 「健康カレンダー」「広報とまこまい」「市民健康教室」などを通じて、生活習慣病の予防や健康増進のための知識・情報を分かりやすく提供します。

(3) 医療体制の整備

主 な 施 策

① 医療体制の整備

保健所と連携しながら、障がい特性に応じ、障がいのある人が適切な治療を受けられるよう医療サービスの体制整備を進めます。

② 特定疾患患者（難病患者）への対応

保健所と連携しながら、保健師の訪問指導・相談を充実します。

③ リハビリテーション医療体制の整備

保健所と連携しながら、患者の症状に応じ、早期に適切な医療や医学的リハビリテーションが提供できる体制づくりに努めるとともに、障がいを軽減し、自立を促進するリハビリテーションの充実に努めます。

④ 精神障がい者への相談支援体制の充実

保健所、医療機関等の関係機関との連携を強化しながら、精神に障がいのある人や家族に対する相談支援体制の充実に努めます。

⑤ 医療給付等の充実

ア 自立支援医療（育成医療・更生医療・精神通院医療）の給付を通じて、身体に障がいのある人の自立や健全な育成、精神障がいの適正な医療の普及を図ります。

イ 重度心身障害者医療費助成制度による支援を通じて、障がいのある人が適切な医療を受けられる機会の確保に努めます。

2 生活支援

現 状 と 課 題

平成15年4月から実施された支援費制度により、障がいのある人の生活支援は、行政がサービスを決定する「措置」の仕組みから、利用者自らがサービスを選択し、事業者と直接行う「契約」の仕組みへと転換しました。その後、サービス需要の急増やサービス提供基盤の地域間格差等の問題が顕在化するとともに、制度運営の将来にわたる持続可能性の懸念が生じたため、平成18年4月からは障害者自立支援法による自立支援給付制度が採用され、現在の障害者総合支援法に引き継がれています。

障害者総合支援法では、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画の立案が市町村に求められており、本市においては、「苫小牧市障がい福祉計画」を策定しております。この計画によれば、自立支援給付制度に移行した平成18年度以降、一貫して居宅介護、就労継続支援、日常生活用具給付等事業など在宅を中心としたサービスの需要が高まっています。また、施設入所者数についても、平成17年10月現在と比べて20%程度の減少が見込まれており、施設や病院を退所（院）し、地域生活に移行する流れが大きくなっています。

また、これまでの法改正により、発達障がい、難病、高次脳機能障がいなどのある人が、その障がいの内容や程度に応じ、障害者総合支援法に定める「障害者」の定義に含まれることが明らかになってきています。これらの動きを踏まえつつ、地域で障がいのある人が暮らしていけるサービスの充実が求められています。

基本的な考え方

利用者本位の考え方に立ち、個人の多様なニーズに対応したサービスの量的・質的充実に努め、障がいのある人の地域生活を支える体制の確立を図ります。

- (1) 在宅サービス等の充実
- (2) 施設サービスと地域移行
- (3) 発達障がい等への対応

(1) 在宅サービス等の充実

主 な 施 策

① 在宅福祉サービスの提供

介護が必要な障がいのある人が、個々のニーズや障がい特性などに応じて居宅介護、短期入所等の必要なサービスを利用し、地域で生活できるよう、障害福祉サービス等の提供基盤の整備に努めます。

② 生活の場の確保

ア 障がいのある人が、住み慣れた地域で生活を続けたり、施設等から円滑に地域移行できるよう、グループホームなどの住まいの整備を促進します。

イ 障がいのある人への相談支援体制の充実により、居住可能な民間賃貸住宅の紹介や地域定着への支援など、地域の居住支援体制の整備に努めます。

③ 地域生活支援事業の実施

ア 障がいのある人が地域で自立した生活ができるよう、意思疎通や移動を円滑にするための支援を行います。

イ 地域生活支援事業の実施に当たっては、市が主体となり障がいのある人のニーズに対応したサービスの提供に努めます。

④ 客観的で公平な障害支援区分の認定

客観的で公平な障害支援区分の認定を行うため、保健・医療・福祉の各分野で豊富な知識や経験がある方を審査会委員に任命し、多面的な視点による審査・判定を実施します。

(2) 施設サービスと地域移行

主 な 施 策

① 地域生活を支援する施設サービスの充実

ア 障がいのある人が個々のニーズや障がい特性、ライフステージなどに応じて、

必要なサービスを利用しながら地域で生活することができるよう、施設機能の充実に努めるとともに、本人の意向を尊重しながら、入所（院）者の地域生活への移行を促進します。

イ 障がい特性を踏まえつつ、障がいのある人が身近な地域でサービスを利用できるよう、障がい種別を超えた通所施設の相互利用を促進します。

ウ 入所施設において、利用者の地域での生活を念頭に置いた支援を促進します。

② 地域に開いた施設づくり

ア 施設の有する設備や専門機能等の地域への開放を促進します。

イ 施設に来所する住民の受入れ拡大、施設や地域で行われる各種行事への相互参加等により、地域と利用者、地域と施設との交流を促進します。

（３）発達障がい等への対応

主 な 施 策

① 発達障がい者支援の検討・実施

ア 乳幼児期から成人期までの地域における一貫した発達障がい者支援のあり方を引き続き検討するとともに、早期療育に結び付ける体制づくりに努めます。

イ 北海道発達障害者支援センター「あおいそら」等の協力を得ながら、支援者に対する障がい特性の理解促進研修を行うなど、発達障がいのある人に対する受容と支援の輪を広げる取組を進めます。

② 難病患者支援の充実

障害者総合支援法に基づき、居宅介護や日常生活用具の給付を実施し、就労系サービス事業所の利用を支援します。

③ 高次脳機能障がい者支援の充実

北海道が実施する高次脳機能障がい者支援事業の利用の促進に努めるとともに、保健所と連携しながら高次脳機能障がいに対する市民の理解を深める取組を進めます。

3 ケアマネジメント

現 状 と 課 題

障がいのある人が必要なサービスを自らの確に選択し、利用するためには、サービスの充実のみならず、そのサービスに結び付けるための情報提供を含んだ、身近な相談支援体制の確立とサービス提供基盤の整備が必要です。とりわけ、障害者総合支援法では、相談支援体制の充実をねらいとした「計画相談支援」「地域相談支援」などの自立支援給付制度が導入され、ケアマネジメントの強化が図られています。

これまで、市の相談支援窓口をはじめ、苫小牧市社会福祉協議会、各種福祉施設、学校、病院等が障がいのある人の身近な相談窓口として機能してきました。

市民アンケートでも、相談をしたことのある機関等として「市役所の窓口」「障害福祉サービス事業所」「病院」、更に学齢期では「学校」が回答の上位を占めており、公的機関や専門機関がケアマネジメントの中心を担っているように見受けられます。また、相談しやすい体制づくりの問いに対しては、「信頼できる相談者がいること」や「いつでも／ちょっとしたことでも相談に応じてくれること」が回答の上位を占めており、より垣根の低い、安心して話を切り出すことのできる相談環境づくりが求められています。

今後のケアマネジメントの強化に当たっては、教育・福祉・行政・医療の各分野が単体で応じる相談支援体制の充実もさることながら、これらの連携により「点」ではなく、「線」「面」で応じる相談支援体制づくりが重要です。

基本的な考え方

障がいのある人の個々のニーズや障がい特性、社会資源等に応じ、相談対応やサービス調整、権利擁護等の利用者の支援を行うケアマネジメント機能を充実させるとともに、相談支援体制を担う各分野の連携を図ります。

- (1) 相談体制の整備
- (2) サービス基盤の整備

(1) 相談体制の整備

主 な 施 策

① サービス情報提供体制の充実

『福祉ガイドブック』の刊行をはじめ、市の広報紙やホームページなど、さまざまな媒体を通じてサービス情報を提供します。

② 相談窓口の整備・充実

ア 障がいのある人からのさまざまな相談に適切に対応します。また、障がいのある人の持つ問題を解決するため、コーディネート機能を持った相談窓口の強化に取り組めます。

イ 相談先に出向くことが困難な障がいのある人に対して、出張サービスなどの出張サービス等のアウトリーチ手法も活用した相談支援体制の整備を進めます。

③ 身近な相談支援体制の充実

民生委員・児童委員、身体障害者相談員などに対して、障がい特性に応じた適切な情報提供を行うことにより、地域での身近な相談体制の充実を図ります。

④ 地域自立支援協議会の設置

地域における相談支援の適切な実施のため、相談支援事業者、福祉サービス事業者、保健・医療・教育・雇用関係機関、当事者団体による地域自立支援協議会を設置し、相談支援事業者の運営評価、困難事例の対応等を協議します。

(2) サービス基盤の整備

主 な 施 策

○ サービス提供基盤の整備

地域生活移行や就労支援などの新たな課題に対応したサービス提供基盤を整備するため、市内事業所の協力やNPO等によるサービスの提供など、地域の社会資源を最大限に活用します。

Ⅲ バリアフリーのまちづくり

障がいのある人が地域で暮らし続け、自己実現につなげていくためには、その障壁の除去（バリアフリー）が重要な施策として位置付けられます。平成28年4月には障害者差別解消法が施行され、社会的障壁の除去における必要かつ合理的な配慮が各主体に求められるなど、バリアフリーに関する施策は新たな局面を迎えています。

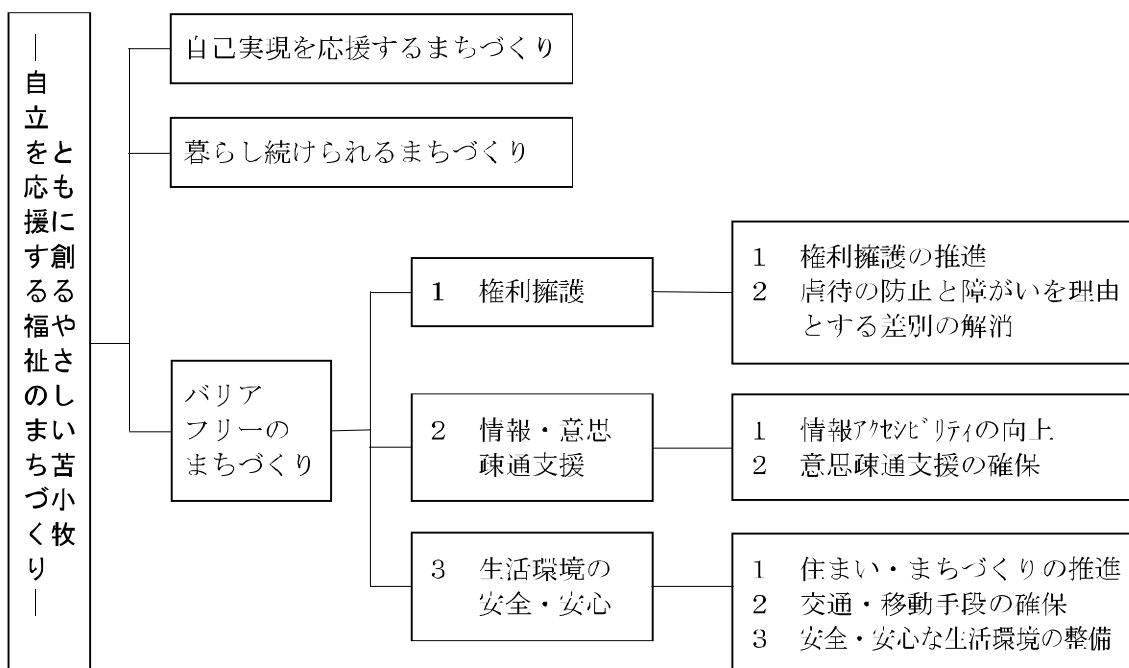
「バリアフリーのまちづくり」の基本方針では、こうした権利擁護の動きを新たに掲げながら、障がいのある人の自立を応援していきます。

■ バリアフリーのまちづくり ■

障がいのある人もない人も、相互に個性を認め合い尊重し合うとともに、あらゆる分野へ参画する機会が均等に与えられるよう、権利の擁護、情報・意思疎通支援の確保、安全・安心な生活環境の整備など、バリアフリーのまちづくりを進めます。

【施策の体系一抄】

<基本理念> <基本方針> <計画一体系> <計画一施策>



1 権利擁護

現 状 と 課 題

権利擁護による社会的障壁の除去（バリアフリー化）は、これまでも消費者保護行政や地域福祉活動、成年後見制度や権利擁護支援センターによる日常生活自立支援事業など、数々の取組がなされてきました。

第一に、平成24年10月に障害者虐待防止法が施行されたことにより、DV・ストーカー防止に加え、児童・高齢者・障がいの3分野で虐待防止法制が出揃いました。

第二に、老人福祉法及び障害者自立支援法（当時）の改正により、司法書士、社会福祉士等の有資格者によらない成年後見制度の担い手を増やそうとする、いわゆる市民後見制度の取組が始まり、本市においても、苫小牧市成年後見支援センター事業を開始しました。

さらに、平成28年4月には、障害者差別解消法が施行され、このことにより、社会的障壁の除去における必要かつ合理的な配慮が各主体に求められ、より一層の権利擁護の取組が求められます。

一方、社会には、障がいのある人に対する理解の不足、誤解や偏見などが残っているのも事実です。市民アンケートでは、「日常生活において、障がいのある人に対する差別や偏見、疎外感を感じることはありませんか。」との問いに、多くの方が「たまに感じる」と回答しています。そして、その内容も「街角での人の視線」「教育の機会」「仕事や収入」などが挙げられています。こうした日常の場面での理解の促進が権利擁護の基礎となるものであり、福祉・人権教育等の推進が不可欠となっています。

基本的な考え方

障がいのある人等の暮らしにくさの解消や権利擁護を図るため、障がいや障がいのある人への理解の促進のほか、虐待防止や市民後見等の取組につなげていきます。

- (1) 権利擁護の推進
- (2) 虐待の防止と障がいを理由とする差別の解消

(1) 権利擁護の推進

主 な 施 策

① 福祉・人権教育の推進

- ア 保育や教育の場において、障がいのある人に関する教育や交流機会の拡大に努めます。
- イ 福祉講座や講演会のほか、学校や地域のボランティア活動による車椅子体験等の体験学習機会を通じて、広く障がいや障がいのある人についての理解と認識を深める取組を進めます。
- ウ 「北海道人権施策推進基本方針」に基づき、福祉関係者等へ、障がいのある人の自己決定の尊重や障がいについての正しい理解の普及など、人権意識の醸成・高揚を図ります。

② 地域福祉活動の推進

- ア 苫小牧市社会福祉協議会が運営するボランティアセンターを拠点に、市民や事業者、各団体におけるボランティア活動を促進するため、研修事業の企画や相談助言体制の充実を図ります。
- イ 苫小牧市社会福祉協議会をはじめとして、地域福祉活動を担う各団体と市民とをつなぐネットワークを強化します。
- ウ NPOなどの市民活動を促進するため、市民活動に関する情報提供や相談に対応します。

③ 市民後見制度の導入検討

- ア 地域において障がいのある人、高齢者等が安全で安心した生活を送れるよう、日常生活自立支援事業や成年後見制度の周知を図ります。
- イ 増加が予想される障がいのある人、高齢者等の権利擁護のニーズに応えるため、市民後見制度に係る事業の推進を図ります。

(2) 虐待の防止と障がい者を理由とする差別の解消

主 な 施 策

① 虐待の防止のための支援体制の整備

ア 虐待の疑いがある旨の相談、通報等に対して適切に対応するとともに、障がいのある人、高齢者等を養護すべき者が虐待に向かうことを防止するために必要な支援を行います。

イ 関係機関による連携体制を整え、虐待の防止のために必要な情報交換を行うことにより、虐待事案が発生した場合の迅速な対応につなげます。

② 障がいを理由とする差別の解消

ア 障がいや障がいのある人に対する理解を深めるために必要な情報提供や啓発活動を行い、障がいを理由とする差別の解消につなげます。

イ 障がいを理由とする差別について、障がいのある人やその関係者からの相談に応じるとともに、その紛争の防止又は解決に資する体制の整備を図ります。

2 情報・意思疎通支援

現状と課題

平成10年代以降ICTの発達は、パソコンや携帯電話等の利便性の向上にも波及し、障がいのある人の情報収集や発信を容易にするだけでなく、職域の拡大、多様な社会参加の促進などにも寄与することが期待されています。

一方で、視覚障がいや聴覚障がいのある人の情報格差の解消を図り、コミュニケーション手段を確保するため、音声による情報伝達や点字、手話、要約筆記等の普及が必要となります。

これまで、視覚障がいや聴覚障がいのある人のための広報、ユニバーサルデザイン等に配慮した市ホームページの作成、公共施設におけるファックスや専用端末の設置、聴覚・音声言語に障がいのある人への手話通訳員や要約筆記者の配置及び派遣等を行い、情報・意思疎通支援を図ってきました。今後も、これらの取組を継続しつつ、障がい特性に対応したさまざまな情報提供の充実、ICTの発達に対応した意思疎通支援の推進等が求められます。

基本的な考え方

障がいのある人の自立と社会参加を支援するために、障がい特性に対応したさまざまな手段で情報提供を図るとともに、日常的な情報発信・意思疎通の確保を支援します。

- (1) 情報アクセシビリティの向上
- (2) 意思疎通支援の確保

(1) 情報アクセシビリティの向上

主な施策

① 障がい特性に配慮した情報サービスの充実

ア 市のホームページをはじめ、公共的施設における電光表示や音声放送の適切な整備、ひらがなや絵記号等による分かりやすい表記など、ユニバーサルデザインの普及とともに障がい特性に配慮した情報提供に努めます。

イ 成人式など多くの市民が参加する会議への手話通訳者、要約筆記者等の派遣・配置を働きかけます。

ウ 一人暮らしの障がいのある人や高齢者等に対する、急病や事故などの突発的な事態が発生した場合に対応する緊急通報システムの設置事業を引き続き行います。

エ 聴覚障がいのある人のみで構成される世帯等に対し、障害者対応住宅用火災警報器の設置を促します。

② ICTに関する講習の実施

障がいのある人を対象に、情報通信技能取得に向けた講習を実施します。

(2) 意思疎通支援の確保

主 な 施 策

① 聴覚障がいのある人に対する意思疎通支援

市役所本庁舎に専任の手話通訳者を配置するとともに、手話通訳者派遣事業を実施するなど、引き続き聴覚・音声言語障がいのある人への意思疎通支援の確保・充実を図ります。

② 視覚障がいのある人に対する意思疎通支援

視覚障がいのある人に対しては、点字図書音声テープ、CDなどその希望に応じた情報提供に努めます。

③ 要約筆記者の派遣

聴覚障がいがある人の意思疎通を円滑にするため、必要に応じて要約筆記者を派遣します。

④ 人材の育成

障害者基本法において手話が言語として位置付けられ、平成29年4月1日には苫小牧市手話言語条例が施行されました。このような背景を踏まえ、手話講習会の開催等により手話の普及に努めるとともに、手話通訳員の更なる育成を図ります。また、視覚障がいのある人については、点訳者、朗読者等関係するボランティア団体と連携を図り、人材の確保に努めます。

3 生活環境の安全・安心

現状と課題

平成14年6月に施行された苫小牧市福祉のまちづくり条例では、市、事業者及び市民の三者に福祉のまちづくりに関する責務を規定するとともに、これら三者が相互に協力し、及び連携し、一体となって福祉のまちづくりに取り組むこと等を施策の基本方針に掲げています。

これまで、公共施設のバリアフリー化事業のほか、バリアフリーマップの作成、福祉のまちづくりに貢献した方への社会福祉表彰、バリアフリー基準（基礎的基準・誘導的基準）を満たした公共的施設への適合証の交付等の施策を展開してきました。適合証の交付については、のぞみコミュニティセンター（平成15年11月交付）以来これまでに約120箇所の公共的施設が認定を受けています。

一方、市民アンケートでは「段差や階段がある」「交通が不便だ」「案内表示が見づらい」の項目が市内の施設を利用する上での不便さとして挙げられており、優先的にバリアフリー化が必要と考える公共的施設についても「病院」「スーパー、コンビニ等の店舗」「学校」等が挙げられるなど、公設・民設の別にかかわらず、日常的に通うことの多い施設へのニーズは高く、バリアフリー化の進捗も道半ばであるといえます。

今後、少子・高齢化の更なる進行や多くの公共施設の老朽化など、公共的施設を維持・管理していく上で難しい局面を迎えますが、効果的かつ効率的な施設整備や事業者等との連携により、生活環境の安全・安心を確保するバリアフリー化の推進が必要となります。

基本的な考え方

障がいのある人もない人も、全ての人が安全に生活できるよう、住まいから公共的施設、交通・移動手段まで連続し、安全・安心なバリアフリー環境の整備を推進します。

- (1) 住まい・まちづくりの推進
- (2) 交通・移動手段の確保
- (3) 安全・安心な生活環境の整備

(1) 住まい・まちづくりの推進

主 な 施 策

① 住宅の整備

ア 市営住宅建替の際に、手すりやエレベーターの設置など、バリアフリーに配慮した住環境の形成を図るとともに、車椅子利用者に対応した専用住宅及び専用駐車場を整備します。

イ 障がいのある人や高齢者等が住み慣れた自宅で暮らし続けられるように、住まいのバリアフリーに関する相談窓口を設置します。

③ 福祉のまちづくりの推進

ア 障がいのある人もない人もともに利用できる、ユニバーサルデザインを基本にしたまちづくりを進めます。

イ 公共施設のバリアフリー化を推進するとともに、障がいのある人や高齢者等が利用しやすいよう多目的トイレの設置に努めます。

ウ 苫小牧市福祉のまちづくり条例に基づく適合証の交付施設を増やしていきます。

(2) 交通・移動手段の確保

主 な 施 策

① 交通機関等の整備促進

ア 民間事業者による公共交通関係施設の整備が行われる際には、苫小牧市福祉のまちづくり条例に沿った整備が行われるよう、当該事業者に働きかけます。

イ 公共交通機関を利用することが困難な重度の障がいがある人の移動手段の確保に努めます。

② 歩行空間のバリアフリー化の推進

ア 視覚障害者用音響式信号機の設置に努めます。

イ 幹線道路等の新設及び改築整備において、点字ブロックの設置や段差解消に努めます。

ウ 除排雪の充実に努めます。また、視覚障がいのある人や車椅子利用者などの移動の妨げとなる放置自転車の撤去や駐輪場を利用する際のルール徹底など、市民に対する啓発・指導に努めます。

エ 障がいのある人が、盲導犬や介助犬などの身体障害者補助犬を同伴して公共施設や商業施設、公共交通機関などを円滑に利用できるよう理解の拡大を促進します。

(3) 安全・安心な生活環境の整備

主 な 施 策

① 防災対策の体制整備

ア 地震や台風、津波などの災害発生時や樽前山の噴火に備えて、支援が必要な障がいのある人や高齢者等の避難支援等を実施するための基礎となる「避難行動要支援者名簿」等の充実化に努めます。

イ 災害時要援護者対応マニュアルの作成により、障がいのある人、高齢者等への防災知識の普及や、災害時の備えに努めます。

② 防犯対策の体制整備

障がい特性により判断能力が不十分な人が、消費者被害や犯罪に遭わないよう相談指導体制を強化するとともに、犯罪等を未然に防止するため、関係機関との情報交換や連携を図ります。

第 4 章

計画の推進体制

本市では、市民自治によるまちづくりを推進するため、平成18年に「苫小牧市自治基本条例」を制定しました。この中で「情報共有の原則」「市民参加の原則」「協働の原則」からなる「まちづくりの基本原則」が定められていますが、この基本原則は、福祉のまちづくり及び障がい者施策においても基本となるものです。

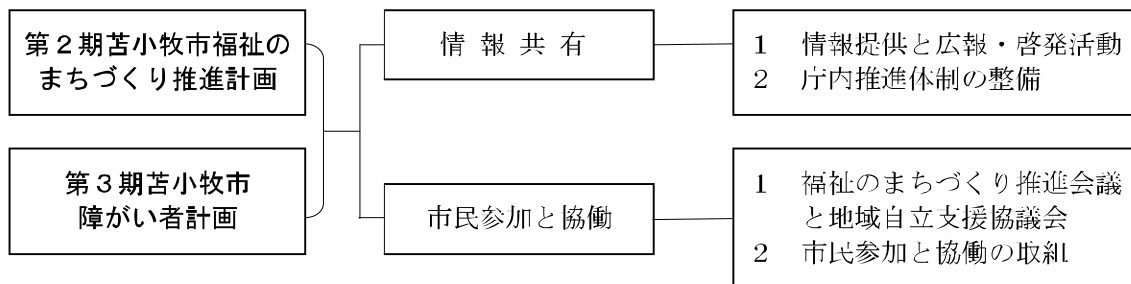
○苫小牧市自治基本条例（平成18年条例第39号）抄

第3条 市民及び市は、まちづくりの理念にのっとり、次に掲げる原則に基づき、市民自治によるまちづくりを推進するものとする。

- (1) 情報共有の原則 市民及び市がまちづくりに関する情報を共有すること。
- (2) 市民参加の原則 市民の参加の下に市政運営が行われること。
- (3) 協働の原則 市民及び市がそれぞれの役割及び責任に応じ、対等な関係で協力すること。

「第2期苫小牧市福祉のまちづくり推進計画」「第3期苫小牧市障がい者計画」に基づく施策を推進するに当たり、この基本原則を念頭に、「情報共有」「市民参加と協働」を2つの計画に共通した推進体制として位置付けます。また、施策の進捗管理について定めることにより、より実効性の高い施策の展開を図っていきます。

【計画の推進体制】



I 情報共有

1 情報提供と広報・啓発活動

取組のスタンス

情報共有は、市民自治によるまちづくりの基礎となるものであり、とりわけ情報提供の適時性や適切さが重要です。このことは、苫小牧市自治基本条例が示す市の説明責任を果たすことにもつながり、あるいは「将来の世代に配慮するよう努め」ながら「自ら又は協働して」推進に努めることとされた市民の責務が果たされる上でも必要な取組であるといえます。

また、市民アンケートに見るように、障がいのある人に対する差別や偏見、疎外感といった理解不足の状況が未だ社会に残っていることも事実です。このため、福祉のまちづくりや障がい者施策を推進するに当たっては、広報・啓発活動を同時に行い、これらの施策がより効果的に行われるよう環境を整える必要があります。

具体的な取組

① 情報提供

ア 『福祉ガイドブック』の刊行をはじめ、市の広報紙やホームページなど、多様な媒体を通じてサービス情報を提供します。(再掲)

イ 福祉のまちづくりや障がい者施策の進捗状況を市ホームページなどで公表するとともに、制度改正があった場合の事業者、関係団体等に対する周知を適切に行い、障がい当事者のサービス利用等の検討が円滑に行われる環境を整えます。

② 広報・啓発活動

ア 障がいのある人を取り巻く状況や障がい者施策の基本的な考え方等について、市の広報紙、ホームページ等を通じて広報活動を進めます。また、当事者団体等が主催する研修会、講演会等の市民への周知を行います。

イ 障がいや障がいのある人に対する理解を深めるために必要な情報提供や啓発活動を行い、障がいを理由とする差別の解消につなげます。(再掲)

③ 障がい者との交流機会の拡大

ア 障害者週間（12月3日～9日）をはじめとした各種行事を通じて、障がいのある人との交流や、地域における交流機会の拡大に努めます。

イ 広く市民を対象としたイベント等に、障がいのある人も気軽に参加できるよう配慮し、その環境整備に努めます。

ウ 施設が主催するイベントへの地域住民の参加を働きかけ、市民と利用者、地域と施設の交流を促進します。

2 庁内推進体制

取組のスタンス

情報共有は、市の行政内部においても必要な取組です。特に、福祉のまちづくりについては公共施設等を所管する関係部署と、障がい者施策については教育分野を中心とする関係部署との連携が不可欠であり、各分野に横断して関係する施策という認識の下、庁内推進体制の構築が重要となります。

具体的な取組

① 福祉のまちづくり庁内連絡会議

「第2期苫小牧市福祉のまちづくり推進計画」「第3期苫小牧市障がい者計画」の進捗状況の把握及び点検を行い、並びに関連施策の推進について協議するため、庁内組織「苫小牧市福祉のまちづくり庁内連絡会議」を設置し、施策の展開に必要な情報共有を図ります。

② 地域自立支援協議会等との連携

後述する地域自立支援協議会において必要に応じて関係部署の職員等のオブザーバー出席を求め、情報共有を図るとともに協議の深化を図ります。また、地域自立支援協議会等で挙げられた関連意見を関係部署に還元し、施策の展開に必要な情報共有を図ります。

Ⅱ 市民参加と協働

1 福祉のまちづくり推進会議と地域自立支援協議会

取組のスタンス

苫小牧市自治基本条例では、市政運営への市民の参加を「市民参加」と、市民及び市がそれぞれの役割及び責任に応じて対等な関係で協力することを「協働」と定義付け、市民自治によるまちづくりの基本原則としています。福祉のまちづくりや障がい者施策を推進する上では、事業者や障がい当事者など、市民一人ひとりの取組がまさに必要とされるところであり、市民参加や協働が重要な取組となります。

こうした観点から、市民参加と協働による施策の協議体制を整え、具体的な取組につなげていく必要があります。

具体的な取組

① 福祉のまちづくり推進会議

市長の附属機関として「苫小牧市福祉のまちづくり推進会議」を設置します。ここでは、市長の諮問に応じ、福祉のまちづくり推進計画の策定や変更、更には福祉のまちづくりに関する基本的事項について調査審議し、市長に意見を述べる機能を有します。

公募委員を含め、市民や学識経験者で推進会議を構成し、福祉のまちづくり推進計画の進捗管理も担います。

② 地域自立支援協議会

障害者総合支援法に規定する協議会として「苫小牧市地域自立支援協議会」を設置します。ここでは、地域における障がいのある人への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行います。

事業者や障がい当事者、福祉・医療・教育・雇用関係者等により協議会を構成し、障がい者計画の進捗管理も担います。

2 市民参加と協働の取組

取組のスタンス

市民参加や協働は、福祉のまちづくり推進会議や地域自立支援協議会の設置のみで機能するものではありません。実際の福祉のまちづくりや障がい者施策において、どのように行政と市民とが連携した取組を進められるかが重要です。

情報共有で得られる行政と市民との共通認識をベースに、これらの施策がより効果的に行われるよう市民参加や協働の取組を進めていきます。

具体的な取組

① 市民参加

ア 障がい者計画の策定、変更等においては、障がい当事者や公募委員も参加する地域自立支援協議会等の論議を踏まえるとともに、パブリック・コメントを行うなど市民参加の機会を確保します。

イ 苫小牧市市民参加条例に基づき、政策形成手続において開催された会議等の公開など、市民参加のために必要な取組を行います。

② 協働

福祉のまちづくりや障がい者施策の推進に当たっては、市民及び市がそれぞれの役割及び責任に応じ、対等な関係で協力しながら取り組んでいきます。

Ⅲ 進捗管理

進捗管理については、前述の「苫小牧市福祉のまちづくり推進会議」「苫小牧市地域自立支援協議会」が担うこととし、庁内組織「苫小牧市福祉のまちづくり庁内連絡会議」により庁内関係部署との情報共有や連絡調整を図っていきます。